

平成18年第3回京丹波町議会定例会（第4号）

平成18年9月25日（月）

開会 午前 9時30分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第99号 平成18年度 町道升谷大迫線橋梁新設（下部）工事請負契約について
- 第 4 議案第100号 平成18年度 統合簡易水道整備事業 新田配水池築造工事請負契約について
- 第 5 議案第101号 平成18年度 統合簡易水道整備事業 遠方監視装置及びポンプ設備設置工事請負契約について
- 第 6 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 7 議案第82号 京丹波町放置車の防止に関する条例の制定について
- 第 8 議案第83号 京丹波町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第84号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第85号 京丹波町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第86号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第87号 京丹波町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第88号 京都中部広域消防組合理約の変更について
- 第14 議案第89号 平成18年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第90号 平成18年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第91号 平成18年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第92号 平成18年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第93号 平成18年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 第 1 9 議案第 9 4 号 平成 1 8 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 0 議案第 9 5 号 平成 1 8 年度京丹波町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 1 議案第 9 6 号 平成 1 8 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 2 議案第 9 7 号 平成 1 8 年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 3 議案第 9 8 号 平成 1 8 年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 4 認定第 3 5 号 平成 1 7 年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 5 認定第 3 6 号 平成 1 7 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 6 認定第 3 7 号 平成 1 7 年度京丹波町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 7 認定第 3 8 号 平成 1 7 年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 8 認定第 3 9 号 平成 1 7 年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 9 認定第 4 0 号 平成 1 7 年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 0 認定第 4 1 号 平成 1 7 年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 1 認定第 4 2 号 平成 1 7 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 2 認定第 4 3 号 平成 1 7 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 3 認定第 4 4 号 平成 1 7 年度京丹波町町宅地等開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 4 認定第 4 5 号 平成 1 7 年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 5 認定第 4 6 号 平成 1 7 年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 6 認定第 4 7 号 平成 1 7 年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

第 3 7 認定第 4 8 号 平成 1 7 年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

第 3 8 認定第 4 9 号 平成 1 7 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

第 3 9 認定第 5 0 号 平成 1 7 年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

第 4 0 認定第 5 1 号 平成 1 7 年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業決算の認定について

第 4 1 認定第 5 2 号 平成 1 7 年度京都府市町村交通災害共済組合歳入歳出決算の認定について

第 4 2 発議第 2 号 出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書

第 4 3 発議第 3 号 農業振興対策の充実強化を求める意見書

第 4 4 閉会中の継続審査について

第 4 5 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（17名）

1 番 西 山 和 樹 君

2 番 室 田 隆一郎 君

3 番 東 まさ子 君

4 番 片 山 孝 良 君

5 番 横 山 勲 君

6 番 坂 本 美智代 君

7 番 今 西 孝 司 君

8 番 小 田 耕 治 君

9 番 畠 中 勉 君

1 0 番 山 田 均 君

1 1 番 藤 田 正 夫 君

1 2 番 山 内 武 夫 君
1 3 番 篠 塚 信 太 郎 君
1 4 番 吉 田 忍 君
1 6 番 野 口 久 之 君
1 7 番 野 間 和 幸 君
1 8 番 岡 本 勇 君

4 欠席議員（1名）

1 5 番 山 西 桂 君

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町 長	松 原 茂 樹 君
助 役	上 田 正 君
助 役	堀 郁 太 郎 君
教 育 長	山 本 和 之 君
参 事	寺 井 行 雄 君
参 事	田 淵 敬 治 君
瑞 穂 支 所 長	森 田 一 三 君
和 知 支 所 長	片 山 長 男 君
総 務 課 長	谷 俊 明 君
企 画 情 報 課 長	田 端 耕 喜 君
税 務 課 長	岩 田 恵 一 君
住 民 課 長	岩 崎 弘 一 君
保 健 福 祉 課 長	野 間 広 和 君
子 育 て 支 援 課 長	朝 倉 富 雄 君
地 域 医 療 課 長	上 田 進 君
産 業 振 興 課 長	山 田 進 君
土 木 建 築 課 長	松 村 康 弘 君
水 道 課 長	田 井 勲 君
会 計 課 長	下 伊 豆 か お り 君
教 育 次 長	長 谷 川 博 文 君

監 査 委 員 人 見 亮 君

6 出席事務局職員（2名）

議 会 事 務 局 長 伊 藤 康 彦 君

書 山 内 圭 司 君

開議 午前9時30分

○議長（岡本 勇君） 皆さんおはようございます。

連日の各委員会ご苦労さまでございました。

ただいまの出席議員は、17名であります。定足数に達しておりますので、平成18年第3回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、13番議員・篠塚信太郎君、14番議員・吉田 忍君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本会期中において、各常任委員会、各特別委員会が開催され、付託案件の審査、提出議案等の審査が行われました。

本日、町長から契約3件の追加提出議案があります。

本会議終了後、議員全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんご参集よろしくお願いいいたします。

本日、上田助役から他の公務のため欠席する旨の届けを受理しておりますので、ご報告申し上げます。

本会議に入ります前に、議会広報として議会の特集等も兼ねまして撮影を許可しておりますのでカメラの撮影が、職員によりましての撮影を行いますのでご了承おきください。

《日程第3、議案第99号から日程第5、議案第101号まで》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、議案第99号、平成18年度町道升谷大迫線橋梁新設（下部）工事請負契約についてから日程第5、議案第101号、平成18年度統合簡易水道整備事業遠方監視装置及びポンプ設備設置工事請負契約についてを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） 今期定例会も本日で最終日を迎えさせていただくことになりましたが、

開会以来、議員各位には連日熱心にご審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

それでは、早速でございますが、本日追加提案させていただきました工事請負契約の締結3議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

いずれも、さきに入札を執行し、仮契約が整いましたことから、地方自治法並びに本町条例の規定により議会の議決をお願いするものであります。

議案第99号、平成18年度町道升谷大迫線橋梁新設（下部）工事請負契約の締結につきましては、河野・金本・高山特定建設工事共同企業体と1億3,807万5,000円で本契約を締結することをお願いしております。工事の概要につきましては、工事延長324メートル、道路改良部251.8メートル、橋梁下部工として橋台及び橋脚各2基を施工するもので、工期は平成19年3月31日までといたしております。

次の2議案につきましては、平成10年度から進めてまいりました丹波・瑞穂統合簡易水道事業の一環として、畑川浄水場からの施設監視機能の強化と配水池の築造による供給体制の整備を行うものであります。

議案第100号、平成18年度統合簡易水道整備事業新田配水池築造工事請負契約の締結につきましては、新陽・今藤・徳川・小林特定建設工事共同企業体と1億1,970万円で本契約を締結することをお願いしております。工事の概要につきましては、容量576トンの配水池築造をはじめ、場内配管、緊急遮断弁、電気計装設備施工するもので、工期は平成19年2月28日までといたしております。

議案第101号、平成18年度統合簡易水道整備事業遠方監視装置及びポンプ設備設置工事請負契約の締結につきましては、日新電機株式会社と7,980万円で本契約を締結することをお願いしております。工事の概要につきましては、畑川浄水場のCRT（モニタ）監視装置の機能増設、遠方監視装置、送水ポンプ2台の設置をはじめ、富田ポンプ場、瑞穂中央浄水場の関連機器の設置等を施工するもので、工期は同じく平成19年2月28日までといたしております。

以上、簡単でございますが提案理由の説明とさせていただきます。ご審議を賜りまして、原案に賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

補足説明を担当課長に求めます。

松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） それでは、失礼いたします。

ただいま上程になりました議案第99号、平成18年度町道升谷大迫線橋梁新設（下部）工事請負契約について説明を申し上げます。

本事業につきましては、旧町より引き継ぎました事業でございます。地方道路整備臨時交付金事業として2カ年にわたり実施を予定いたしております。

全体工事概要といたしましては、工事延長324メートルでございます。内訳といたしましては、橋梁の新設72.2メートル、取り付け道路251.8メートルを計画いたしております。

本年度におきましては橋梁下部工並びに取り付け道路の施工を計画し、既に平成18年9月15日に入札を執行し、落札した後、平成18年9月22日付で仮契約をいたしたところでございます。その内容でございますけれども、契約金額としましては1億3,807万5,000円でございます。

契約の相手方 京都府船井郡京丹波町才原宮ノ前13番地3

河野・金本・高山特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社河野建設、代表取締役 宇野成官でございます。

次に、契約の方法でございますけれども、指名におきましては、しっかりとした施工体制を確保するため町内上位土木業者21社を予備指名し、3社または7社による特定工事共同企業体7社を設立していただき、指名したところでございます。

業者でございますけれども、まず、1社目は安谷・和久田・平尾特定建設工事共同企業体、2番目ですけれども河野・金本・高山特定建設工事共同企業体、3社目です。樹山・共栄・野口・崔本特定建設工事共同企業体、4社目、新井・瑞穂・徳本特定建設工事共同企業体、5社目でございます。西野・小林・美建・溝口特定建設工事共同企業体、6社目でございます。新陽・今藤・徳川・小林特定建設工事企業体でございます。

次に、施工地は旧和知町升谷地内でございます。起点であります国道27号交差部より由良川左岸沿岸上流300メートルの地点でございます。

契約期間でございますけれども、議会の議決を得た日から平成19年3月31日までを予定いたしております。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。どうぞご承認のほどよろしく願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 田井水道課長。

○水道課長（田井 勲君） それでは、私からは議案第100号と101号につきまして説明をさせていただきますというふうに思います。

まず、第100号でございますけれども、平成18年度統合簡易水道整備事業新田配水池築造工事でございます。これにつきましては、平成10年から進めております丹波・瑞穂統合簡易水道整備事業の地区としまして実施をするわけでございます。これにつきましては工事場所につきましては下山地内で、昨年17年度に造成工事の方を完了いたしまして、その上に配水池を築造するものでございまして、先ほど町長からもございましたように、本体の築造といたしましては576トンの容量でございまして、ステンレスのパネル式、寸法16メートルの9メートル、それで高さが4.5メートルの築造を予定しております。

場内整備につきましては、U型側溝24センチなんですけれども、これを78個、Lにいたしまして、46メートルを設置する予定をしております。また、会所枡でございますけれども、これにつきましては45センチ角の会所枡を3カ所と80センチ角の枡を1カ所を予定しております。

場内の整地につきましては敷き砂利対応ということで、15センチの厚さで264平米の面積を予定しております。場内配管につきましては、送水管で铸铁管がパイ150、総延長、図面を見ていただいたうれしいんですけれども33.8メートル、そのうち32.6メートルがパイ150の铸铁管でございまして、残りの延長につきましては仕切り弁2カ所、1.2メートルを予定しております。

それと、大変申しわけないんですけれども配水管の欄で、パイ200がL2.3メートルというふうに明記をしておりますけれども、大変申しわけないんですけれども42.3メートルでございまして4が抜けておりまして、ご訂正をいただけたら大変うれしいというふうに思います。配水管につきましては、铸铁管でパイ200、延長が45メートルでございまして、その内訳といたしまして、パイの200が42.3メートルと遮断弁、流量計、また仕切り弁ということで2.7メートル分を見ておりまして、すべてで45メートルということになっております。

その送水管なり配水管の横に、パイ75またはパイ150というふうに明記をさせてもらっておるんですけれども、送水管のパイ75、L=3.4メートルにつきましては排泥管、ドレンの延長であるというふうにご理解をいただきたいと思っておりますし、その下の配水管のパイ150につきましては、流量計なり遮断弁の設置に伴います管の設置延長というんですか、接続延長でございまして、それが1.1メートルということになっております。

緊急遮断弁の築造につきましては、地震等災害がございまして管が破損するというようなときに、大きな流量が流れましたときに機械が感知をしまして、この弁によりまして配水の方を遮断するというふうな装置でございます。これにつきましては遮断弁の設置と、また、

その制御板装置の一式を予定しております。そのほかにつきましては電気計装設備が一式と
附帯工事といたしましてネットフェンス、Hが1.8メートルの忍び返し付で、92.1メー
トルを施工いたしますし、門扉につきましても高さ1.8メートルで4メートルにわたって
実施をする予定をしております。

続きまして、議案第101号、平成18年度統合簡易水道整備事業遠方監視装置及びポン
プ設備設置工事請負契約についてでございますけれども、この工事概要につきましては、シ
ステムコントローラ盤、モニタでございますけれども、畑川浄水場の方のモニタにシステム
機能の増強ということで一式、また、遠方監視装置、親局といたしまして富田ポンプ場なり
瑞穂中央浄水場からのデータ等の見るための装置を1基1面つける予定をしております。ま
た、富田ポンプ場につきましても遠方監視装置の子局ということで1面、中継端子盤とい
うことで、この遠方監視と現在入っております装置の中継という格好で端子盤を1面考えてお
ります。既設配電盤の機能増強ということで、これにつきましても増強ということで、その
機能、中継端子盤と接続するための増強工事を行う予定をしております。

瑞穂中央浄水場につきましても、富田ポンプ場と同じものを設置していきたいというふう
に考えておりますし、ミニUPSをそれぞれポンプ場なり浄水場に1台ずつ設置をさせてい
ただきたいというふうに思っておるんですけれども、これにつきましては小型バッテリーと
いうことで通信用に、停電時等のバックアップできるというふうな機械でございます。

また、先ほど第100号でご説明を申しましたように、新田の配水池ができ上がりますと、
畑川浄水場から送水を行うわけでございますけれども、このために送水ポンプを畑川浄水場
の方に2台設置を予定しておりまして、形式につきましては片吸い込みの多段渦巻きポンプ、
口径が80×65ということでございます。吐出量につきましては、1分当たり0.65立
米ということになっておりまして、揚程は75メートル、逆止弁が80ミリと各ポンプそれ
ぞれにつけたいというふうに思いますし、仕切り弁がポンプの前後に80ミリで各ポンプに
2台、合計4台ということになっております。そのほか場内配管工事といたしまして実施を
する予定をいたしております。

簡単ですけれども説明とさせていただきます。ご審議をいただきまして、ご承認いただき
ますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） ただいま議案第99号の説明の中で、指名業者数を7社と申
し上げましたけれども、6社の間違いでしたので訂正しておわびを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） これより議案第99号、平成18年度町道升谷大迫線橋梁新設（下

部) 工事請負契約についての質疑を行います。

7番、今西君。

○7番(今西孝司君) ちょっとこんなこと言いたくないんですけども、その契約の相手方、第99号と第100号ですけども、前の臨時議会で三ノ宮の町営住宅もそうなんですけれども、各旧町のそれぞれの業者が落札をしておるとい、こういう何かちょっと疑いたくなるような状況がここにあらわれとると思うんですね。旧和知町で行われる工事は旧和知町の業者、旧丹波町で行われる工事については旧丹波町の業者、旧瑞穂町で行われる事業については旧瑞穂町の業者落札をしておるとい、これは談合ということを使うたらちょっと差しわりがあるか知らんけれども、何かそういうことが疑われるのではないかと見ても仕方がないのではないかとこの思いがするんですけども、そこのところはきちんと談合が行われなような仕組みがとられておるのかどうか。それとも町の方から各旧町の方の業者に落札されるような仕組みができておるのか。その説明をちょっとお願いしたいと思います。

○議長(岡本 勇君) 松村土木建築課長。

○土木建築課長(松村康弘君) 本件につきましては説明申し上げましたとおり、上位21社におきまして予備指名をいたしまして、その中で企業体をつくっていただいたところでございまして、何ら問題ないと考えております。

○議長(岡本 勇君) 7番、今西君。

○7番(今西孝司君) そしたらこれ、こういう工事がたまたま、その地域の業者が落札したということで間違いはないんですね、それは。

○議長(岡本 勇君) 松村土木建築課長。

○土木建築課長(松村康弘君) 土木工事の大きなものにつきましては、もう既に地域割とか、前は旧町単位での発注でございましたけれども、京丹波町全体という形でやっております、その流れの中での発注でございまして、何ら問題ないと考えております。

○議長(岡本 勇君) 3番、東さん。

○3番(東まさ子君) 今、今西議員からもありましたが、前回は質問あったかと思いますが、もっとだれでも参加できるような、そういう一般競争入札をしていったらどうかというふうに思っております。京都府なんかは、もうそういう形で予定価格を公表しているということになっているのではないかなというふうに思っておりますが、どうでしょうか。それと、予定価格をお知らせいただきたいと思っております。

競争入札については技術的な面もあると思っておりますので、一定のしぼりは必要かも知れませんが、原則的にそういうふうになれば一番公平で、だれでも入札できてよいし、工

事価格も引き下げをすることができるのではないかなというふうに思っておりますが、町長
どうでしょうか。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 競争入札等につきましては、今後十分検討をしてみなければなら
ないというふうに思っておりますが、現状、私どもが発注させていただきますそれぞれの工
事につきまして、発注側のその内容をしっかり施工いただける、そうした企業にお願いをし
たいということで指名競争入札という手法をとらせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） 予定価格につきましては、現在数値を持ち合わせておりませ
んのでご容赦願います。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 1点は町長にお尋ねしたいと思うんですけども、今、指名競争入
札ということで答弁もあったんですが、こういう仕事のない時期でありますので、また、事
業が大きいということで共同企業体ということになつてくるんですが、この落札価格、例えば
2割3割引いて下請をしていくと、孫請やひ孫請までするというようなこともよく聞くわけ
でございますが、そういうことができるということであれば当然、入札価格も下がるわけ
ありますから、今もございましたように一般競争入札をやっぱり条件つきをやっていくと。

これは全国的にも、それによって相当入札価格が下がるということも事実でございますし、
そういう点から言いますと、お金がないという、そういう面から言っても、もっとそういう
面での節約や節減もできるというふうに思うわけでございますけれども、特に下請、孫請、
ひ孫請ということもあるようでございますけれども、町内の業者が受けて、町外の業者がそ
ういう仕事をするということがないように、やっぱり今もございましたように当然いっばい
の価格であれば、そういうことが本来できるわけないと思うので、やっぱりそういう指導も
しっかりやっていくということも、これ大事やと。

もう仕事とったから、その責任だということであれば、結局は仕事をするのが町外の業
者がするということが多分にありますので、やはりそういう点では町民の血税を使うわけ
でございますから、やはり当然町内の業者を対象にやっておるわけでございますし、一定の技
術も必要やということもございますから当然、そういう指導をしていくということが当然だ
と思うので、その点一つ伺っておきたいというのが1点と、それから、予定価格、持ち合わ
せていないということではありますが、そういうものはもう情報公開の意味からも、当然公表

すべきでありますし、これは京都府についてもそういうことをやっておりますし、当然そういうことをして明らかにしていくということが、先ほど今西議員からあったわけでございますけれども、そういう不正やとか、そういうことを持たれない、疑惑が持たれない一つでもありますので、その点について今わからないのであれば、後から明らかにしていただきたいという点もあわせて伺っておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 今お尋ねの請負業者がいわゆる通常言われておりますような、かばん業者ということになるのはどうかということでございますが、その辺につきましては、これから以後の発注をいたします事業につきましても十分そうしたことが起きないように、そしてまた、住民の信頼を得られるような施工業者であるべきであろうというふうに思っておりますので、今後そうした方向で建設協会にも申し入れをしてまいりたいというふうに思っておりますのでございます。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） 予定価格でございますけれども、本町につきましては、ただいま公表するという形にはなっておりませんので、今後公表できるような形で、土木関係の情報公開の要綱等を整備していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 再度、町長にお尋ねしておきます。

今、担当課長からは情報公開の関係を言われたんですけどね。そういうもんでなしに、やはりこういう入札に係るものは予定価格を発表して、そして、一般に競争入札かけていこうというのが流れですのでね。当然そういう、何も隠すことはないわけですから、予定価格に対してどういう落札価格であったというのは、これはいわゆる公金を使ってやっとなるわけですからね。そんな隠したり、隠さなならんということはないはずですのでね。当然やっぱりそういう立場に立って物事を進めていかんと、余計に疑惑やとか、どうなんやということになるわけですわ。

先ほども、絶対ないと言われるのやったら、はっきり予定価格はこうでしたと言うてやね。明らかにすることが町民からとっても、ああそうなんやなあ。それは85に入るとか9割に入るとか、それは別の問題ですけどね。それはそれとして、はっきりさせていかなんたら、そんなことを言うようにならへんとか情報公開という問題以前の問題という点だけは、はっきりさせておきたいし、そこはやっぱり町長がはっきりさせていただかんといかんと思っておりますので、ちょっとその見解だけ聞いておきます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 予定価格の公表等につきましては本当にこれからの、先ほど申し上げましたように、公共事業のあり方等を精査をしていかなければならないというふうに思いますし、その中でそうしたことも進める中で公正公平な入札が行われるべきだろうというふうに思っておりますので、今後できるだけ早い時期に、そうした条件整備をしながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（岡本 勇君） 7番、今西君。

○7番（今西孝司君） このどの事業もですけれども、最近仕事も減ってきておるといことで、JVを組んで入札を行うようにという指導もされておると聞いておりますけれども、このJVを組んでおっても、何社かが組んでおっても実際に工事を行うのは、今度はおまえとこやとか、順番的に行われておるといふうなことを聞いております。そのJVのあり方も問われるんですけれども、この行政が考えとるあり方とはまた違ったやり方が業者の中でやられておるとい現実があるというふうに聞いております。それは、やはり今度はおまえとこや、おまえとこやと順番にやるということが広い範囲では、入札で事業を受ける企業体も、今度はおまえとこや、おまえとこやというようなことで話し合いがなされておるんじゃないかという疑いがそこから出てくるんですけれども、そういうことに対応はとられておるのか。そして、さっき言われたように下請、孫請というふうに回されるという事業は、もう一切こういうことは、やっぱり認めてはいけないというふうに私は思うんですけれども、そのところはどのようにお考えか、ちょっと聞いておきたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） 共同企業体にも2種類ございまして、旧丹波におきましては経常企業体ということで、1年を通じた企業体を結成していただいております。それから、本件につきましては特定建設工事企業体ということで、この事業だけの企業体ということでございます。それから、下請の問題等出ましたけれども、企業体での話も出ましたけれども、基本的には企業体の中で代表者が一番比率が高いということで、それぞれ構成員につきましては、それよりも低い構成比率なんですけれども、順番にしる、とにかく企業体として共同して工事していけるのは当然かと考えております。

それから、下請の問題ございましたけれども、基本的には、もちろん管理それから施工もその自社、その落札したところでやってもらうのが一番なんでございますけれども、最終的に考えますのは、やはり落札した企業がしっかりした現場代理人、管理技術者等、技術的な要件を持っていただきまして施工管理をしていただくということでございまして、ある程度

下請とか、それは仕方がない面があるんじゃないかと考えております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第99号を採決します。

議案第99号、平成18年度町道升谷大迫線橋梁新設（下部）工事請負契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第99号は、原案のとおり可決されました。

これより議案第100号、平成18年度統合簡易水道整備事業 新田配水池築造工事請負契約についての質疑を行います。

7番、今西君。

○7番（今西孝司君） この配水池の工事はあれですかね、ちょっとわからないので、ちょっとお伺いしたいんですけど、春日大社のところの造成工事が行われている場所に配水池が建設されるんですか。

○議長（岡本 勇君） 田井水道課長。

○水道課長（田井 勲君） そのとおりでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 担当課長にお尋ねしたいと思うんですが、先ほどの第99号では指名業者等の報告もあったわけでございますけれども、1億を超す工事でございますので企業体を組んだということでございますけれども、当然何社を指名したのかお尋ねしたいと思うんですが、そういうものはもう当然参考資料でつけていただいたら、わざわざそんな聞く必要ないわけなので、当然そういうものは公のものなので、下水道や水道だけではありませんけれども、やはりそういうようお願いしておきたいというふうに思います。改めてちょっとその点お尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 田井水道課長。

○水道課長（田井 勲君） 大変申しわけございませんでした。指名をいたしました業者につ

きましては先ほど土木の方から説明があったとおり、上位2社を3人または4業者で六つの企業体を組ませていただきまして、それにより発注をさせてもらっております。指名業者につきましては土木からありましたように、同じ業者でございます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと町長にお尋ねしておきたいんですが、先ほど土木の關係の課長は、下請はやむを得ないのやないかという、そういう見解やったんですが、仕事の場合によってはそういうこともあるかと思うんですが、私が申し上げたかったのは、わざわざ町外の業者がするということがないように、同じ仕事をするにしても町内の業者がすれば、お互い共同し合えばええことでございますし、それはどういう形の話合いなのかはわかりませんが、そういう面はやっぱりよく指導していただきたいという面で申し上げたので、改めてちょっとその辺の見解だけお尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） そのように指導したいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第100号を採決します。

議案第100号、平成18年度統合簡易水道整備事業 新田配水池築造工事請負契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第100号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第101号、平成18年度統合簡易水道整備事業 遠方監視装置及びポンプ設備設置工事請負契約についての質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） この件につきましても改めて、指名の業者は何社で、どういう業者だったのか、一つ伺っておきたいということと、添付していただいております工事概要の中の機械設備の括弧書きで、新田配水池送水ポンプというのがあるんですが、先ほどの説明で

は畑川浄水場から送るといいますか、受けるということであったわけですが、この機械そのものはどこに据わるのか。先ほど第100号で議決になりました、新田の配水池にこの今回上がっておりますポンプが設置されるのか、そことの関係をちょっとお尋ねしておきたいというように思います。

○議長（岡本 勇君） 田井水道課長。

○水道課長（田井 勲君） 指名業者でございますけれども、システムのといいますか専門でございます、町外の5社に指名をいたしました。えらい大変申しわけないんですけれども、ちょっと名前の方を持ち合わせておりませんので、近々にお知らせをしたいというふうに思いますので、お許しをいただきたいというふうに思います。

それから、送水ポンプの設置箇所でございますけれども、お手元にお配りをしております一番後の図面でございますけれども、その表側というんですか、これに断面図をつけております。この断面図につきましては畑川浄水場、我々水道課の入っておる事務所の断面でございますけれども、一番下、地下になるわけなんですけれども、このポンプ室に2台のポンプを設置させていただくということになります。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私がお尋ねしたのは、もちろんそうなんですが、その新田配水池、先ほどの第100号との関係というのは、そこへこの浄水場から水を送るということになるということで、ここに上がっておりますこの監視装置なりポンプ設備工事というのは、新田配水池の工事とは関係ないという点だけ、ちょっと確認しておきたいということ。

それから、当然指名業者ぐらいは、それは当たり前ですのでね。議案が出るとのやから持っておいてもらうというのは当然でありますので、その点だけ申し上げておきますわ。

○議長（岡本 勇君） 田井水道課長。

○水道課長（田井 勲君） 新田配水池との関係といいますと、現在、畑川浄水場から新田配水池の築造をしますほぼ付近まで管路が行っておりまして、送水管なんですけれども、この送水ポンプを設置することによりまして新田配水池の方へ水を送水することができるということでございまして、実際畑川の配水池を発注したわけですから、そちらにというようなこともあったんですけれども、実際の工事といたしましては畑川浄水場のみの工事となりまして、遠方監視装置と一緒に発注をしたような状況でございます。

それと、大変申しわけございませんでして、この内容の方ばかりに頭が行っておりまして、指名業者5社を報告をせなあかんわけなんですけれども、ちょっと資料的に大変申しわけな

かったんですけれども手元にござまいせん。今後このようなことがないように気をつけさせていただきますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第101号を採決します。

議案第101号、平成18年度統合簡易水道整備事業 遠方監視装置及びポンプ設備設置工事請負契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第101号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（岡本 勇君） 日程第6、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

お諮りいたします。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とすることにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、原案の推薦者を適任とすることに決しました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は10時30分からといたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時30分

○水道課長（田井 勲君） 先ほどの山田議員のご質問ですけれども、指名業者の件でござい

ます。5社でございまして、日新電機株式会社京都営業部、2社目が三菱電機株式会社京磁支店、3社目が株式会社明電舎関西支社、4社目が株式会社東芝関西支社、5社目が株式会社山武関西支社でございまして。

以上5社の指名でございました。大変申しわけございませんでした。

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第7、議案第82号 京丹波町放置車の防止に関する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第7、議案第82号、京丹波町放置車の防止に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですが、今回提案になっております放置自転車の防止に関する条例というのは、旧町では丹波町の条例がありまして、条例集の中にもそれぞれの旧町のを引き継ぐというところにあるわけですが、今回、京丹波町としてこの条例を制定するということになるわけでありまして、一つは、この公用地といいますか町有地の中でどれぐらいの、そういう放置されておるものがあるというように考えておられるのか。当然ありますように費用も要るわけでございますので、費用対効果という面もどうなのかというのを一つお尋ねしておきたいというように思うのと、それから、要するに放置をされないように啓蒙するというのも、これは当然必要やと思うんですけれども、その辺のことについては、この条例を制定して施行するに当たって、どのように考えておられるのか、あわせて伺っておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） ただいまの山田議員さんからのご質問でございますが、公用地、今回の条例の中で適用となります公用地につきましては、上位法が絡まないところということになっておりまして、道路法、河川法、都市計画法等々につきましては、その条文の中で放置車等の発生がございましたら撤去できるという項目がございます。今回はそれ以外の公用地のところということになりますので、一般の公園等を一応想定いたしております。

その公用地の中でどれぐらいを考えておられるのかということでございますが、現在私どもが確認いたしております公用地の中で放置されております車が現存で、こないだの総務常任委員会と違いまして2台ございます。これにつきましては旧の瑞穂病院の上の方のところですが、そちらの駐車場に1台、それから、今のふれあい広場と申しますかビジョン

ダンマークのところなんですけれども、ちょうどたむら亭のお弁当屋さんの向かいのところにございまして、そちらに1台、現在放置の車がございます。こちらにつきまして、その条例をお認めいただきましたら、その処置の方に踏み切らせていただきたいなというふうに考えております。

今後発生いたします分につきましては、この条例等によりまして適切に美観を保てるようにということで考えております。ただ、この条例を制定させていただきまして、条例があるからそこに置いておけば処置をしていただくのではなしに、これは住民のモラルの問題でございまして、万が一放置されたときに、その部分をやはりその機能を発揮できるようにということで適切に撤去させていただき、その効果を上げさせていただきということが今回の効果につながるものであるというふうに考えております。

また、放置をされないようにと、どのような手だてを考えているのかということでございますが、今回この中で町内、いわゆる新しい町域になりまして、そのすべてのところに対してこの条例が発効するということになりますけれども、この条例が制定されましたら広報なりお知らせ版等々を用いまして、この内容につきまして皆様方にお知らせも図っていきたいというふうに考えておりますし、また、環境月間等々もあるわけでございまして、その時々につきましてはお知らせ版等で、そのことも触れさせていただきたいなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 今確認している自動車の2台ということであったわけでございますけれども、今回の条例はもちろん自動車も自転車も入っておるわけでございますけれども、自転車についてはよく道ぶちといいますか、放置してある場合もあるわけでございますけれども、自転車についてはどういように担当課としては確認をされておるのかどうかということと、旧町の丹波町のときに条例があったわけでございますが、実際はどの程度執行されたのか、その点もちょっと参考にお尋ねしておきたいというのと、それから、啓発啓蒙の関係なんですけれども、当然広報とかそういうのは必要だと思うんですが、実際にいわゆる町有地等について看板などを立てて、やっぱりそういう意味の啓発も図っていく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、その点についてはどうなのか、お尋ねしておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） 自転車等につきましてでございますが、平成11年の3月の

条例であったと思いますが、旧の丹波町で放置自転車に関する条例の方を制定させていただいております。また、放置自動車につきましては平成13年の6月議会でご議決いただきましたものの二つのものがございました。既に自転車等につきましては、特に私どものJRが唯一、もともとの丹波の中であった下山駅があるわけなんですけれども、そちらの前に長い間、少し止められている車両等がございまして、恐らく20数台になろうかというふうに思うんですけれども、一応今回の放置という状況は、やはり住民の方々からお知らせいただくか、あるいはまた、私どもがその確認をさせていただいてということになっておりますので、またその分につきましても対応につきましては、一応考えさせていただきたいなというふうに考えております。

なお、旧町の方でございましてけれども、特に放置の自動車の方をこうして出てまいりまして、その部分でちょうど下山の工業団地の入り口でございまして、そちらに鞍馬谷川の公園がございまして、その駐車場に放置されておりました自動車等がございまして、こちらにつきましまして、そのときの条例に従いまして警告書から順番に進んでまいりまして、相手方がつかめないというような状況でございまして、ナンバーも装着されていたところでございましてけれども、警察の方の問い合わせ等もさせていただきましたが、既にもうそちらの方にはおいでにならないというようなことで、その後消息がどうにもつかめないというような状況でございまして、この分につきましては引き上げさせていただいて、処置をさせていただいているというような状況もございまして。

なお、先ほど、下山の駅前のお話させていただきましたが、20数台につきましては前回の条例に基づきまして処分をさせていただいた台数でございまして申しわけございません。

それから、看板の啓発等々でございましてけれども、こちらにつきましましては広く言えば環境美化というところになってまいりますので、そちらの方と相談させていただきながら、車、自転車等々の車両のみではございませんので、そちらとあわせての看板ということで考えさせていただきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第82号を採決します。

議案第 8 2 号、京丹波町放置車の防止に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第 8 2 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 8、議案第 8 3 号 京丹波町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第 8、議案第 8 3 号、京丹波町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10 番、山田君。

○10 番(山田 均君) 1 点、担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですけども、資料として新旧の対照表もつけていただいておりますけれども、具体的には、これまで傷害補償年金、これがまた傷病、傷害というのは挿入なったりしておるわけでございますけれども、特にこれによって、この補償を受ける範囲が狭くなったとかいうことはないのかどうか、ちょっとその点だけ伺っておきたいと思っております。

○議長(岡本 勇君) 谷総務課長。

○総務課長(谷 俊明君) 特に議員さんおっしゃられた部分については、影響がないところでございます。

○議長(岡本 勇君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第 8 3 号を採決します。

議案第 8 3 号、京丹波町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第 8 3 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 9、議案第 8 4 号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第 9、議案第 8 4 号、京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

3 番、東さん。

○3 番（東まさ子君） 常任委員会でもいろいろと審議をしたわけでありますが、特に一連の医療制度の改革で、高齢者に対する負担が増えていくというふうになっております。委員会では、70 歳から 75 歳への影響が 44 名、それから 70 歳以上の老健 3,400 名加入のうち 109 名が 3 割負担になるというふうなこととか、あるいはまた、出産育児一時金も実際は 10 月から委任払いができるけれども、本町におきましては病院との契約なんかがあって、4 月からかかれるかどうかというふうなこともお聞きしたわけでありまして、委任払いというのは本当にみんなが望んでいることでもありますので、そういう点で努力して頑張ってもらっていただけるのか。

それから、税制の改革によって負担が増えたというか、現役並みの課税者になられた方は、この 153 名のうちどのぐらいおられるのか、再度お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） 東議員様のまず 1 点目の出産育児一時金の関係の 35 万円に今回法改正がされるということとあわせて、委任払い制度がこの 10 月から出発するということでございます。

健康保険法の一部を改正する法律等の施行に伴いまして、その条文の中で出産一時金の関係につきましても、委任払いを各市町村は努めて行いなさいという格好でございまして、できるだけ早く子どももそうしたことにつきましても、負担が早く軽くなるという状況を実態としてとらまえておりますので、委任払いについては積極的に進めていきたいというふうに考えております。また、もう一点の高額の関係での人数でございますけれども、議員さんおっしゃいましたとおり、本算定以後、直近の部分で 70 歳から 75 歳までは 44 名、そして 75 歳以上の方は 109 名ということで現在も同じ数字でございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

3番、東さん。

○3番（東まさ子君） それでは、議案第84号、京丹波町国民健康保険条例の一部改正に反対の討論を行います。

今回の改正は、70歳以上の高齢者の一部負担金が10月から今までの2割負担から3割負担に改正となり、出産育児一時金の支給額を30万円から35万円に引き上げるものであります。6月14日に成立をいたしました医療制度改革は、この10月から現役並み所得の70歳以上の高齢者の窓口負担を2割から3割に、また、70歳以上の療養病床、入院者の食費、居住費の負担を増やし、また、高額療養費の自己負担限度額の引き上げ、そして、2008年4月からは、70歳から74歳の高齢者の窓口負担を1割から2割に、それから、65歳から69歳までの療養病床、入院患者の食費、居住費の負担増、後期高齢者医療制度を創設して、75歳以上の高齢者だけの医療制度をつくる。2012年3月までに、現在38万床の療養病床を約6割削減など一連の大規模な国民負担増が行われます。

現役並み所得といいましても、公的年金等控除の縮小や老年者控除の廃止などで、今まで一般所得に仕分けされておりました方が今度は現役並みになり、3割負担に引き上げがされます。また、今まで低所得や世帯非課税だった方が一般所得に仕分けされる方も生じてまいります。収入が1円も増えていないのに税金のせいで所得が増えたと、所得のランクが上げられて医療費の負担が増えます。

今本当に強い者にはほとんど応援をし、弱者をくじく、そういう政治のもとで多くの国民は弱者であります。今回の改正には出産育児一時金の引き上げが行われますが、一般的に出産の経費というのは35万円から40万円かかるということをお聞きしておきまして、少子化の時代にとって当然のことであり、遅いぐらいと言えます。高齢者の軽減策を打ち出さないうで、国の改悪をそのまま条例に反映させるだけでは、高齢者を一層窮地に追い込むことになることを指摘いたしまして反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 討論を終結します。

これより議案第84号を採決します。

議案第84号、京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 10、議案第 85 号 京丹波町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第 10、議案第 85 号、京丹波町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより議案第 85 号を採決します。

議案第 85 号、京丹波町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第 85 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 11、議案第 86 号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第 11、議案第 86 号、京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより議案第 86 号を採決します。

議案第 86 号、京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第 86 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 12、議案第 87 号 京丹波町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第12、議案第87号、京丹波町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより議案第87号を採決します。

議案第87号、京丹波町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第88号 京都中部広域消防組合規約の変更について》

○議長（岡本 勇君） 日程第13、議案第88号、京都中部広域消防組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 1点、担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですけども、提案になっております改正の中身というのは、組合議会の議員の定数を削減といいますか、16から10にするということで、その選出区分の人数の変更ということになるわけですが、特に、その関係でいきますと、これまでそれぞれ旧町が中部消防組合のいわゆる負担金をいうものを納めておったわけですが、議員が6人、全体で減るということになりますので、これまでの旧町でいわゆる負担をしておった、もちろんそれにかかる経費もあると思うんですが、当然減額になると思うんですが、大体どのぐらいの金額が減額になるというように見ておられるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 負担金の関係でございますが、これについては合併前で恐縮でございますが、いわゆる基本負担金と追加負担金ということがございます。これについては合併後も算定の方法は変わらないというふうに理解をしておりますが、基本的にこの負担金の考え方と申しますのは、いわゆるそれぞれの市町に交付されております地方交付税ですね。これの基準財政需要額、これをベースにいたしまして、あと設置町の人口比率、これに基づ

く人口割、これをプラスして、なおかつ消防署出張所があるところについては、若干の追加負担金となされておったということでの負担金になっております。

今回のこの定数の比率の関係でございますが、基本的には、この負担金あるいは人口を比率として定数を定めるという改正がなされた改正の規約でございます、現在のこの10人をその比率で案分いたしますと、亀岡市が51.5、南丹市が31.5、京丹波町が17.1ということになるようでございます。従いまして、それぞれの比率の10人を掛けますと、今の定数区分に規約を改正したいという趣旨のようでございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） そういう基本部分と追加の負担分ということで、基準財政需要額に基づく消防の関係の負担ということですが、具体的には、そういうことになると、どういふように見込んでおられるのかというのをちょっと伺いたかったので、議員の定数は減ったけれども、それぞれ町も市も減って結局、構成は三つになったわけでございますので、その割合で増えるということになれば、これ、本当にどうなのかなという思いもあってお尋ねしたんですが。

もう一つ、ちょっとお尋ねしておきたいのは、人口でこの議員の定数も案分したんだと、こういうことになっておるんですが、これまでの経過からすれば、本署といいますか本庁は亀岡にあるわけございまして、一応代表組合のそれぞれ町長、市長が構成団員としておるわけでございますけれども、やはりそういう面では定数は、これまでは亀岡の人数とそれ以外の人数をいわゆる同数にして、いろんな議案や議決の関係もあって、そういうような配分といいますか、されておったわけでございますけれども、今の総務課長の見解でいくと、人口が減れば定数が減っていくということになって、例えば亀岡は増える、南丹は増える、京丹波町だけ減るということになったら、そういう人数の違いが出てくるのではないかと。

これは構成団体として、ただ人口だけではなしに、それぞれのお互い権利を持ってやっておるわけでございますし、いろんな条例からすると、どうしても人口が増える亀岡に出張所を置かんなんとか、いわゆる高速のそういう配置をせんなんとかいうことで、当初計画されておった、いわゆる富田の出張所の充実なんかも、やっぱり先送りになってきた経過もあるわけでございますので、そういう点もやっぱりしっかり見ていただいて、主張すべきは主張してやっていかなければ、やはりこの経過もあるわけでございます。設立されたそういうことを踏まえて、やっぱり言うべきことを言うということだと思いますので、これは町長に言うことかもしれませんが、事務担当としてもやっぱりそういう役割を果たさんなんのはな

いかと思いますので、その点についてもう一度伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 18年度の負担金については、まだ消防組合から提示をいただいておりますので、17年度と比較して増減ということは、現時点では申し上げられませんので、申しわけございませんがお許しをいただきたいと思っております。

それから、定数の配分のご関係でございますが、当然、経常負担金の比率も含めて、この定数の配分がなされたというふう聞いております。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第88号を採決します。

議案第88号、京都中部広域消防組合規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第89号 平成18年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第14、議案第89号、平成18年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと何点かお尋ねしておきたいなと思っております。

一つは、11ページの地域振興事業の補助金のご関係でございますけれども、今回、1,152万2,000円というものが予算化されておるわけでございますけれども、具体的にはどういう内容のものがどれだけ出されておるのか。本来であれば、やっぱりこういう町長の施政方針やこういう振興補助金を打ち出されたわけでありまして、やはり当然資料としてこういう内容の例えば公民館改修やとか、そういうものが何件あったんだということは、やっぱり提出をしていただきたいという点もお願いをしておきたいと思っておりますし、ちょっとそ

の内容について伺っておきたいというように思います。

それから、12ページの関係なんですけれども、ちょっと聞いたかもわかりませんが、負担金補助及び交付金のこの予納金ということですね。30万4,000円なんですけど、ちょっと具体的にはどういうもので、どこへ納めるものなのか伺っておきたいということと、それから、過誤納金の返還金というのが400万あるんですが、これについてもちょっと具体的に、内容について伺っておきたい。新町になって18年度の分の返還でございますので、非常に大きい額でございますけれども、どこに一番大きい要因といいますか、あったのか伺っておきたいというように思います。

とりあえず以上です。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） ページ11でございますが、地域振興事業費の内訳でございますが、こちらにつきましては今回提案理由の説明の中でもございましたように、全部の件数につきましては16件ございます。そのうち今回私どもが自治振興補助金の中で項目を定めておりまして、号数の中で1号から8号までということで、それぞれの事業の関係を定めさせていただいております。

そんな中で高齢者等の福祉事業というようなことで、今回当てはめさせていただきましたのは、公園等、広場等に設置されております区所有の遊具の関係が非常に老朽化して、使用に危険を及ぼすというようなことがございまして、こちらの関係のものが2件、今回ご要望の方を承っております。事業費にいたしまして103万4,700円ということで、そのうちの51万7,000円の部分を補助金としてお渡しするような段取りをさせていただいておりますし、また、環境保全及び美化事業ということで、こちらにつきましてはソフト事業の関係になるわけでございますが、こちらが1件ございます。内容につきましては、花いっぱいふるさとづくり事業ということでございまして、事業費の方が36万9,600円ということでご要望をいただきまして、18万4,000円の補助金の方の手だてをさせていただいているということでございます。

それから、こちらが一番多いわけでございますが集会所、集落の運動施設等の整備に係るものということでございまして、この部分が13件ご要望をいただいております。中には今回のこの改修にあわせましてバリアフリーを導入されるような形で、玄関の入り口のスロープの部分の改良をされるとか、あるいはまた、ほとんどそういう形でお世話になるんですけれども、あわせまして非常に屋根が老朽化していて、どうにも仕方がないと、機能維持が図れないというようなことがございまして、そちらの部分の改修をされる、あるいはまた、公民

館の今までの木製の雨戸といいますかガラス窓なんですけれども、そちらの方が、もうどうしても雨による侵食等があつて老朽化が激しくなるということでサッシの方に改良される、あるいはまた、共同で利用されます公民館施設の水洗化等々の工事等もございまして、そちらの方等々対応させていただくということでございまして、非常に数が多いわけですが、一応ご要望をいただきました事業費は2,285万5,533円ということでございまして、この中で1,142万1,000円と大多数のものは、こちらの方にお支払いをさせていただくような準備を考えさせていただいているということでございます。

なお、当初予算の中で60万というお金の方を最初から予算の頭出しさせていただいておりましたので、不足する分を今回の補正予算として対応させていただいたということでございます。以上です。

○議長（岡本 勇君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田恵一君） お尋ねの歳出の事項別明細12ページの関係でございまして、まず、19の負担金の関係でございまして、これにつきましては、法人の関係の土地建物の差し押さえを既にしておりまして、これを今回競売をしたいということで手続を現在進めているところでございまして、この関係で相続財産、管理人の選任申し立てをしなければならないということで、所管の裁判所の方に申し立てをするに当たりまして、予納金という形で納めなければならないということになっています。いずれ、ちょっと私の聞いておる中では、競売が済んだ後で予納金については返還をいただけるというふうには聞いておりますが、今回ちょっと入の方には上げておりませんが、そうしたことになりましたらまた入の方で受けたいなというふうに思っております。

それから、その下段の過誤納金の関係でございまして、これにつきましては法人町民税の関係でございまして、確定申告をされまして今回還付しなければならないということになったわけなんですけれども、大きなものにつきましては、その1社につきましては設備投資の関係で大きな還付ということで、1社、大体320万が一番最高なんですけれども、その他海外に子会社を持っておられて、その利益が欠損として取り扱われたというケースとか、その他いろいろございまして、いずれも確定申告によりまして今回還付をしなければならないということでの計上をさせていただいたところでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 1点は、ちょっと町長にお尋ねしたいと思うんですが、今、この自治振興補助金の内訳をいただいたんですが、ご承知のように集会所、公民館等の改修が主な、大半が中身ということになっておりまして、本来この自治振興補助金として一番大きな目的

といたしますか、打ち出されたこのソフト事業に対しては、いわゆる環境保全美化事業の花いっぱい運動という1件だけということになっておるわけなんです、この補助金の中身、上限等を見ますと、上限は50万になつておるんですが、いわゆる5万以上、いわゆる10万以上の事業をせんと対象にならないと。

だから、小さな集落でやれば、なかなかその事業費ができないと。だから、この対象にならないと。非常に多世代交流とか地域間交流とか高齢者の福祉事業とか、中身としては文化的なそういう取り組みなんかもやろうということなんですけれども、具体的に取り組みがなかなかできないと。まして、その費用としては、そういう交流に使う用具等が中心になっておりますので、なかなかその取り組みとしてはできないということもございます。

やはりそういう面ではなしに、小集落もあるわけでございますから当然、上限、下限を下げ、そして、そういう対象というのを広く、そして、そういう集落での取り組みを本来の自治振興に役割を果たせるように、激励や支援をしていくということが大事ではないかと思うんですが、この要綱からすると、なかなか事業に取り組みないということも聞いておるわけでございますけれども、この辺の考え方、また、そういう内容の見直し、そういうものの考えはないのかどうか、ひとつ1点伺っておきたいというのが1点でございます。

それから、総務課長にお尋ねしたいと思うんですが、今回、提案理由の説明の中でも人件費の問題が全体的に総括として言われておるんですけれども、もちろん異動によるもの、人勸によるものということになっておりまして、減額の一番最高の部分では3,577万3,000円というのがございますし、増加というのは3,020万6,000円というところもあるわけでございますけれども、総トータルして、この人件費というのはどういう額になっておると。総額にいたしますとマイナスになると思うんですが、どのぐらい金額ということを押さえておられるのか、まず伺っておきたいというのが1点でございます。

それから、ちょっと町長にもう一度お尋ねするんですが、災害復旧の関係で私委員会でもちょっとお尋ねをしたんですけれども、40万以下のものについては、いわゆる災害に該当しないということで、それぞれ集落から出されたそういう災害のものについては該当しないということで、すべて返却をいたしますか返事をされたわけでございますけれども、やはり委員会でも申し上げておりましたように、町の中に要綱があるわけでございますから、やはり委員会の中でも再検討するというような答弁もあったわけでございますけれども、そういうようなことで進められておるといふことであれば、その返事をした集落に再検討中だという通知も私はするべきだというふうに思いますので、その辺の考え方について、また、そういう指示をされておるのかどうかということについて、改めて伺っておきたいというように

思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 第1点目の自治振興補助金にかかわることでございますが、議員ご指摘のように、ソフト面の部分をどう見ていくかということで、今の要綱の中ではなかなか地域で取り組みにくいのではないかとご指摘もあるわけですが、基本的には行政で行うもの、あるいはまた地域で取り組んでいただくもの、こうしたことのそれぞれが役割分担をしていくことが、非常にこれから求められていくのではないかとごうに思っておるわけですが、現状ではこうした要綱の中でそれぞれの地域が今後、それこそ活性化をしていくような、お互いの役割を担いながら、その中で協働してできるような形を今後求めていただけるように、地域の皆さん方にもお願いを申し上げる次第でございますし、行政としても十分相談をさせていただきながら、この要綱に基づいて進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

2点目の災害復旧の町単費の関係でございますが、今回の災害で40万以下13万円以上の分が全体の中では、その額よりなお下であったというようなことでございまして、要綱は要綱として、いわゆるそういう範疇で考えていきたいというふうに思っておるわけですが、現状の災害の状況がそういうことでございましたので、先般の委員会でも申し上げましたように、その範疇にあるものは適切に対応してまいりたいというふうに思っておりますし、以後見直しがされた部分について、その枠内にあるものについては、改めてまた地元の皆さん方にもお知らせをしながら対応をしていきたいというふうに思っておりますが、現状は委員会で答弁をさせていただいたような内容でございます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 山田議員さんの人件費の関係でございます。この一般会計で今回計上させていただいて、嘱託の人件費も含めて減額が5,100万余りでございます。これにつきましては大幅な減額となっているところでございまして、実のところを申し上げますと、4月1日から給与改定がなされたということでございます。ただ、予算につきましては従前の18年1月1日付の給料表に基づいて、いわゆる職員の昇給ですね。これを見込んで当初予算が編成されておったということでございまして、この給与改定の条例については3月議会で提案をさせていただいて議決をいただいているんですが、予算については事務的に、そのときに本来ですと、あわせてすべきでございましたが事務が追いつかなく、今回減額をさせていただいたというものが主な概要でございます。

あと、あわせまして特別職についても3月の定例会で給料あるいは手当については、減額

の条例も可決をいただいております。そういった部分も含めて精査をさせていただいて、今回減額補正という形に最終的にはなっているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 3番、東さん。

○3番（東まさ子君） 私も8ページ、9ページの職員の賃金の関係ですけれども、嘱託、臨時パート職員と正規の職員さんとのあるわけでありますが、それぞれ嘱託、臨時、パート職員さんの賃金体系というのはどのようになっているのか。また、正規の職員さんに対して非正規の職員さんの比率というのはどのようになっているのか。

それと、地方交付税であります。決算のときも言いましたけれども、この平成18年度7月に普通交付税は確定するというので一般質問でもお聞きしてきたわけですが、いろいろと合併関連の、そういう普通交付税にも合併関連の特例の財政措置というのがありますが、それはどのようになっているのか。特別交付税はどのようになっているのか。

また、来年から農業をしている者にとりましては品目横断の制度ということで、今までみたいに、その制度に該当しいひんところの農家は補助の対象から外れるというふうなことに聞いていますが、そういうことから農家が、農業をする人が減っていくということになりますと、それも交付税に影響していくということでもあります。そういう農業施策を町独自でもやって、小さい農家でも元気に農業がやれるような、そういうまちづくりが必要やないかなと思っております。農家と位置づける、その判定する基礎という販売額が何ぼとか、そういうものがありましたら、そのこともお聞きをしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） まず、嘱託の賃金の関係でございます。まず、比率はどうかといえますと、比率といえますか、まず人数的なものを申し上げますが、一般職の正規の職員は現在311人でございます。それから、嘱託の職員さんが60人ということになっております。この賃金の考え方でございますが、基本的には合併前に3町で協議をさせていただいたということございまして、それぞれの町の賃金体系は当然違っておりました。例えば期末手当が一般職員並みに支給されている町もございましたし、わずか1カ月分だけの期末手当を支給しとったという町もあったわけでございますし、基本的な考え方については、給料についてはそれぞれ旧町の平均といえますか、それぞれの職種に基づいて旧町ごとの平均値で、新たな町としての給与を設定したということでございます。それから、期末手当相当につきましては、1年間を通じて2.5カ月分ということで調整をさせていただいて、現在その形で支給をさせていただいておるという状況でございます。

それから、交付税の関係でございますが、普通交付税については合併にかかわって措置されたというのは、基本的には合併特例ということでございますので、旧町の3町で算定をした数字と新町での数値を用いて算定をした数字と、どちらが多いかということで、多い方を普通交付税としていただくということでございますし、せんだっての全協でも説明させていただいたように、ちょっと私、資料を持っておりませんが、京丹波町として算定した場合は三十二、三億程度になって、7億ほどは少ないような状況になっておったと思います。40億そこそこ普通交付税、今年度決定いたしておりますので、その差異はあるということでございます。

それから、特別交付税の関係でございますが、これにつきましても合併前に特別交付税措置をいたしますということで3年間、これについては措置がなされるということで、その数字については3年で6億5,500万の措置がなされるということで、1年目に半分、残りの2年でその残りを措置するというようになっております。ただ、現実的に特別交付税の算定方法はすべて開示をしていただいておりますので、それがすべて特別交付税に入ってきて、どうこうという議論は、なかなかしにくいものがあるのではないかとこのように理解をいたしております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 農家の定義ですが、農業委員会の委員さんの選挙権と申しますか、そういう部分で年間60日、そういう部分の就業日数であれば一定、農家ということで私は理解しております。以上です。

○議長（岡本 勇君） 3番、東さん。

○3番（東まさ子君） それと、財政、財源の関係ですけれども、福祉厚生常任委員会ではいろいろ審議していたところですが、過疎債ですけれども、合併するときには京丹波町全域が過疎地域ということで、過疎債も対象に適用されるんだということでありましたけれども、常任委員会の中で話ししているところでは、もう過疎債は京丹波町全域じゃなくて、旧丹波でありましたら竹野とか、そういう今までの辺地のところしか対応できないということでありましたが、本当にこれまで合併するとき約束されてきたことが大変多くほごにされているということで、町としてはもっともっと、そういう約束事が果たせていないところについては、もっともっと府なりに、府も大きな指導をされて合併したわけでありますので、言うていくべきではないかなというふうに思っておりますが、どのようにされているのでしょうか。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 基本的には、京丹波町内すべて過疎の地方債の対象になるというふうに理解をいたしております。ただ、以前から申し上げてまいりましたように、今年から実質公債費比率というものを指標として国の方は取り入れられたということで、その比率が19.6%ですか、今出とる比率はそうっておりますし、報道でも18%以上を超えると許可債、許可を得なければ地方債は発行できないというような状況になるわけでございます。過疎の地方債といえども借金でございます。交付税算入は7割があるわけでございますが、残りの3割については、やはり一般財源で償還をしていかなければならないという状況があるわけございまして、できるだけ片方では、たくさんの財源を確保するためには地方債の発行をやむを得ないという部分がございますが、それとて実質公債費比率の関係から見ますと、抑制をしなければならないという部分も出てくるわけでございます。そういった意味で財源のいわゆるバランスですか、それを十分今後頭に置いて財政運営をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 3番、東さん。

○3番（東まさ子君） そしたら別に過疎債が地域限定になっているわけではなくて、その実質公債費比率の関係で認可がされないということによいのですか。それで、いうたら過疎債が充当されない地域が出てくるというふうに理解したら。全町的に過疎債は適用されるんですか。いろんな事業に合致した場合。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） それは、そのとおりでございます。

○議長（岡本 勇君） 12番、山内君。

○12番（山内武夫君） 1点、町長にお尋ねをしておきたいというふうに思いますが、今も聞いておりましたら、農林災害の関係で予算計上もされておるんですけども、今、各集落から出ております被害件数等聞いておりますと、先般の私、一般質問しておったんですけども、ほとんどがもう、8割以上が13万円以下の小災害やということなんです。今の町長の答弁では、この前のときに一般質問では、40万円以下の分については補助対象外やということで、そういう事業は町としては災害として認定せんというようなことで答弁があったんですけど、今聞いておりますと、40万円以下も町の交付要綱に基づいて補助をしていこうというようなことのようにしたけれども、そこら辺の見解ですね。先般の一般質問のことから訂正になるのか、答弁がということが1点と、今回聞いておりますと、ほとんどが13万円以下というようなことになっておるんですけど、そういう被害の箇所についても何かそう

いう補助的なものが適用されるのかどうか。

今聞いておりますと各集落、町がもうせんということでしたので、区なり農家組合で対応しなければならないということで、現在頭を悩まされておるといのは聞いておるんですけども、そこら辺のことをどのようにされるのか。そして、今も質問がありましたように、補助対象にするのやったらするで、区の方にもどういうふうな格好で通知をするのか。改めてその点もお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 農林災害の関係でございますが、先ほど申し上げましたように、今回の7月の集中豪雨についての災害件数45件あったわけでございますが、その中で先ほど申し上げましたように、要綱に基づいてできますものは積極的にやりたいという考え方には間違いのないわけでございますが、今もございましたように13万円以下の、大多数が10万前後のものであったということから、要綱に基づくような範囲にはなかったということでありましてけれども、その辺の災害の状況等が十分その時点で、正確に把握されていたかという部分で若干の見直しがどうしても、せねばならないということが起きてきて、その13万円以上になったものについては当然のことながら適用をしてまいりたいということをお願いしているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 12番、山内君。

○12番（山内武夫君） 今、もう一度、再度見直すということでしたけれども、いつごろまでに、これ見直しをされるのか。そして、もう既に町がしないということで、事業をされておる区もあるわけなんですけれども、そういう点についてはどのように対応されるのか、改めてお聞きいたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 十分その辺の部分については、災害査定をした時点で私どもは自信を持ちながら、そのような判断をしたというふうに思っておるわけでございますが、1万、2万のことでどうだという見方が本当に、求められるものについては改めて、そうした部分を考えていきたいということでございまして、明確にそこまで達していないものについては、それぞれの地域で対応をいただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 1番、西山君。

○1番（西山和樹君） ちょっと細かいことをちょこちょことお伺いしますので、それぞれの担当課長さんからご返事をいただきたいと思っております。

歳出の22ページの農林水産費の中の有害鳥獣の報償金でございますが、片一方400万、

いわゆる節のほうでは400万、それから網かけの方で444万と、こうなっておるんですが、その差額が何でかということと、これ、どちらへ補助される金額なのか。どちらへ補助されるものかということをお伺いしておきたい。

それから、それ二つほど下へ下がりまして、工事請負費の中の林道開設工事と道路修繕工事があるんですが、大まかで結構ですけど、どことどこにされる分なのかということですね。

それから、24ページの土木費の中の道路橋梁費のところ、道路台帳の整備委託料というのがあるんですが、これ、どのような整備をどのようにされるのか。650万という金額、非常に大きいと思いますので、どのようにされるのかということをお伺いしておきたい。

それから、節15番の工事請負費の中の道路の修繕工事というのがあるのと、それから、交通安全施設整備工事というのがあるんで、一応説明を受けたように思うんですが、どこの部分で、どのようにということをお伺いしておきたい。

それと、これは要望も交えてなんですが、その下の13番委託料、道路新設改良のところなんですが620万の業務委託料、これ、いつも出てくるんで、私いつも気にしておるんですが、この設計管理の業務委託の設計管理ということは、設計して最後、道路工事が終わるまでの管理料も含むんだと思うんですが、いつも多額の金額が計上されておるんですが、ここまで本当に必要なかどうかということと、それから、その下の、これ、私いつでも、これも思っておるんですが登記業務の委託料、これは表示登記なのか所有権の登記なのか、その辺がちょっとわかりかねるのと両方なんですけれども、840万の登記委託料、ほかにもありますけれども特にここ、土木関係でたくさん要るのはわかるんですが、職員がやれば、こんなもん嘱託登記で全部できるので、逆に言うたら給料の中で十分賄えるはずだと私は思っておるんですが、登記業務を特に土地家屋調査士に委託されるとなると、この金額についてはやむを得ない部分があるんですが、それも登記しないで測量だけで終われば、図面だけつくらせれば、それで私はいいいんじゃないかと。登記費用というのは、私は要らないんじゃないかと。もちろん登記の印紙代は要らないわけですが、その日当は当然に法務局まで往復しなきゃいかんので要ると思うんですけれども、このあたりをちょっと明確にご返事を願いたい。

それと、最後なんですが同じ土木費の中の、24ページ一番下の欄の謝礼等というので527万が計上されておるんですが、報償費として謝礼に520万というのは、ちょっと何か特別な事情があるのかについて、お伺いをとにかくしたいと思います。よろしく。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） まず、有害鳥獣駆除報奨金の関係でございますが、左側の事業の関係で440万4,000円でございますが、これにつきましては、報償金につきましては京丹波町の猟友会に対する報奨金でございます。シカ1頭につきまして1万5,000円、イノシシにつきましても1万5,000円、サルにつきましては2万円という単価でお願いをしております。

それと、一番下段の備品購入費の40万でございます。この部分は捕獲おりの設置でございます。市森と市場地区に設置をする部分と需用費の4万円の合計の金額ということになっております。

それから、工事請負費の関係でございますが、林道開設工事につきましては、今実施しております峰線についての部分でございます。そして、道路修繕工事というのにつきましては、和知地内の林道田ノ向線がございますが、関電の鉄塔が破損と申しますか、少し危ない状況になっておりますので関電との道路復旧ということで、半分の負担ということで250万を予定しております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） まず、24ページの関係でございますけれども、道路台帳整備委託料ということでございますけれども、どういう内容かと申しますと、3町まだ道路台帳の整備ができておりませんでして、内容といたしましては台帳名称の見直し、それから調書、台帳図の修正、路線図の修正、このようなものを考えております。

それから、その下でございますけれども、道路維持費の工請の関係でございますけれども、道路修繕工事866万9,000円でございますけれども、こちらにつきましては、京丹波町下山地域の61号線の舗装工事、同側溝改良工事、それから曾木線、西脇線、こちらの方の土砂の撤去工事、それから2-10号線土砂撤去工事、それから広瀬地内、旧和知でございますけれども土砂の撤去工事、それから富田地内の路肩の修繕工事、以上のようなものを計上いたしております。

それから、その下の交通安全施設整備工事につきましては、1の9号線でございますけれども、高岡地内のちょうど近畿シコーさんの前になるわけなんですけれども、そこで視距改良工事といたしまして593万円を計上いたしております。

それから、同じく道路新設改良費の委託料でございますけれども、名称は測量設計管理業務委託料となっておりますけれども、測量設計業務の委託料でございます、まず、620万でございますけど、この内訳につきましては升谷大迫線でございますけれども、取合道路

の測量業務ということでございまして、先ほど第99号で橋梁の新設工事を上程いたしましたけれども、あれは、跨道橋になっておりまして、その橋の下にもまだ現道を残すわけなん
でございますけれども、民家があるために、それについての取り付け部分の設計費で計上いた
してあります。

それから、大迫上乙見線修正業務ということで、これにつきましては一部相続の関係で用
地買収がかなわない分がございまして、その分の修正でございます。

それから、その下の登記委託料でございますけれども848万ということで、これにつき
ましては14路線につきます表示登記とかその辺でございまして、かなり848万というこ
とになっております。筆数としましては、69ぐらいあるということ聞いております。そ
れか、保存登記とか所有権につきましては、その都度職員の方で登記関係、申請はやってお
ります。

それから、その下でございまして謝礼、土木費の河川総務費の謝礼費ということで
ございまして、実は、その下に委託料というのがございまして、ここでほぼ同額を減
額いたしております。これにつきましては河川の川刈とか、そういうものを委託料に計上い
たしてありますけれども、見直しをやりまして報償費の方へ変更をいたしました次第でござ
います。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 1番、西山君。

○1番（西山和樹君） 今聞かせていただいて大体わかったんですが、この登記業務の委託料
だけは、相変わらず私は理解できない。こんなもんは当然、調査士であろうが測量士であろ
うが測量だけさせれば、こちらの指示に基づいて測量するわけですから、測量して登記の測
量図だけつくれば、別にそれに基づいて分筆登記もできるわけですし、地目の変更は必要な
いと思いますが、ほとんどが分筆登記だろうと思います。だから、そんなものに60や70
筆で、こんなもん800万も払ってもらったら困る。こんなもんは一遍出せば済むわけです。

私も長い間、登記にかかわってきたわけですが、こんなもんは20件一緒に出せば一回で
済むわけですね。これは今後、何とか考えていただきたい。それほど難しい、特に表示の
登記というのはそんな難しい登記じゃありませんので、つくられた文書のとおり申請書、
嘱託書を書けばそれでいいわけですから、こんなもんは何か、これも町長にあえて今後ま
たお願いすることになろうと思いますけど、このあたりのところは専門家1人置けば、84
0万も、こんなもん、これだけじゃありませんのでね。もともと、特に私ずっと前から気に
しておったんですが、そのあたりは、それほど大層な勉強も必要ないと思いますので、この

あたりのところはもうちょっと減額になるような方法を考えていただきたいと思います。

それから、最後の謝礼で、川刈というふうに聞いたので理解できました。今後もそれなら川刈ということは、報償金で処理されるというふうに理解していいわけですね。はい、どうもありがとうございました。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと何点かお尋ねしておきたいんですが、1点は32ページの教育費の関係なんですが、公民館費で委託料で清掃委託料というのがあるんですが、41万6,000円。これは場所とか、月何回ぐらいの清掃ということで委託をされるということをお尋ねしておきたいということ、社寺等の文化資料の保全補助金というのは、何か要綱があったかと思うんですが、何割の、場所はどこなのか、お尋ねしておきたいと思います。

それから、その下の記念品代というのがあるんですが、具体的にはどういう事業の記念品なのかということと、それから、33ページの検診委託料というのが136万8,000円減額になっとるんですが、具体にはこれ、どういうことで減額になったのか、お尋ねしておきたい。

それからあと、ちょっと町長にお尋ねをしておきたいと思うんですが、今、総務課長に人件費の関係で伺って、今回の補正で5,100万余りの減額ということでございまして、内容は4月から給与改定の問題とか、1月1日以前で昇給見込みで予算化をしておったんだということでした。

一つは、職員組合との協議についてもやはり当然されていると思いますし、すべきだと思うんですが、仕事は職員がするわけですから、こういう本当に財政厳しい時期でありますから、なおさらやっぱりそういう点では話し合いや、そういうのを持つということも非常に大事だと私は思うんですけれども、その点について、この給与減額について十分な協議をされておるのかどうか、一つは伺っておきたいというのが1点と、それから、歳出の農林水産業費の丹波食彩の工房のことで、これは人件費の関係が出てきておるんですが、ある議員からも、もっと職員が利用せえというような指摘もあったんですが、実は、農林振興補助金という交付要綱を京丹波町つくっておるんですが、そこで地域活性化推進ということで地産地消という事業として、いわゆる学校給食で利用すれば、価格差を補てんするという要綱をつくっておるわけです。

これは地元の農産加工や畜産加工という限定もありますので、これからすれば、食彩の工房でつくったものを学校給食で使えば、それを補てんしようという、そういう要綱だと思う

んですが、やはりこういうものをそれは一気にはいきませんが、ぜひ活用して地産地消を進めていくということも非常に大事だと思いますし、京都府もいろんな制度もつくっておりますので、そういうものをうまく利用しながら取り組むべきではないかと思うんですが、その点もちょっとあわせて伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 人件費にかかわりまして職員組合との話し合いを進めているかということでございますが、それぞれこうした給料改定等々の時期に、職員組合からも執行部の皆さん方から申し入れもございますし、十分誠意を持って話し合いをさせていただいておるところでございますし、一定今の財政難の状況もご理解をいただく中で、その職員対応についても配慮をいただきたいという申し入れは受けておるところでございますが、懇切丁寧に説明をさせていただきながら理解を求めているところでございます。

また、食彩工房の関係等で生産されますそれぞれの部分につきまして地産地消という形で、例えば、今言っていたいておりますような給食に活用していくという部分もあるわけでございますが、十分そうした部分で対応できますもの等については進めてまいりたいというふうに思いますし、しかしながら、直接保護者の皆さん方に負担増とならないような部分も考えていかなければなりませんので、十分そうしたことも含めて、今後検討をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 長谷川教育次長。

○教育次長（長谷川博文君） お尋ねの32ページの公民館費の委託料の件でございます。これは、和知ふれあいセンターの清掃委託料でございますし、シルバー人材センターに委託をする分でございます。17年度までは専門の人を雇って、直接掃除をしていただいていたんですが、経費節減ということで委託で行うということでございます。

それから、その次の文化財保護費の中の社寺等文化資料保全補助金でございますが、これは2分の1の補助でございますし、場所としては質美八幡宮の山車の中の、地元では御神体と言われているものなんですが、実は人形でございますが、その修繕でございます。それからもう一件が丹波八坂太鼓の太鼓皮の張り替えでございます。

それから次に、同じページの保健体育総務費の報償費の記念品代でございますが、これは毎年、スポーツ賞というものを設けておまして、これの盾を贈っているわけですが、今回も盾と記念品としてスポーツタオル等の積算で13万計上をいたしたところでございます。年度末に表彰予定でございます。

それから、33ページの学校給食費の最下段の委託料、検診委託料が136万8,000

円減額になっておりますが、これの原因はということでございますが、旧町3町とも調理員さんの検診をそれぞれ行っていただいていたわけですが、特に丹波町では、いわゆるO157の発生に伴ってO郡すべての検査をしてもらっておりました。ところが、瑞穂と和知は、O群の中でも子供に影響を与える、食事に影響を与える検査のみを対象にして行っておりました。そこで差があったわけですが、これをどうするかということで最終、他の市町村の状況も見る中で再検討させていただいたところ、旧和知、瑞穂が採用しておりましたO群の中でも特に給食に影響を与えるもの、これについて検査を行うものに絞り込みました関係で、検査項目が減りました関係で、これだけの額が浮いてきたというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） これより討論を行います。

討論はありませんか。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま上程になっております議案第89号、平成18年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）に反対の立場から討論を行います。

今回提案されている補正予算は、災害復旧工事をはじめとして道路周辺工事や、また共同作業所の修繕、集落営農組織への支援など住民要求等が予算化もされておりますが、特に補正予算の中で人件費の削減が5,100万円もあります。

提案理由では、4月からの給与改定と人事異動に伴う人件費の調整を行ったとの理由であります。大幅な減額は納得できません。当初の説明では、人事院勧告に基づいて職員組合とも協議をしており、一定の理解を求め提案との説明もありましたが、現時点での合意なしで進められておることは、そうした進め方はやめるべきであります。職員を上から押さえ込むようなやり方は、職員の自主的な意欲を引き出すのではなく、上意下達のやり方が町政にどんな問題やゆがみをつくるのかは既に実証済みであります。職員に対する対応や扱いは、裏を返せば結局は住民にも同じ対応や扱いをしているわけであります。

町長は町政の執行者であり、町民の代表で町民の願いや実現に向けて努力すべきであり、住民の目線で行政を執行すべきであります。お金がなければなお一層職員との意思疎通を深め、譲るべきは譲り、合意を大事にしながら、どう意欲を引き出すのか。元気に意欲を持って仕事に取り組む環境や条件を確保する責任があります。職員組合を敵にするのではなく、法律にもあるように職員の組織があれば、その代表者と協議しなければならないわけであり、仕事は職員がするわけであり、合意できるように話し合いの場を積極的に持つこと、もっと努力すべきであることを指摘するものであります。

また、自治振興補助金要綱は実態に合ったものに改定すべきことも指摘をして、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 討論を終結します。

これより議案第89号を採決します。

議案第89号、平成18年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時からといたします。1時からですので、お間違いのないようによろしくお願いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第15、議案第90号 平成18年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第15、議案第90号、平成18年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

これで質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより議案第90号を採決します。

議案第90号、平成18年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

《日程第16、議案第91号 平成18年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第1号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第16、議案第91号、平成18年度京丹波町老健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより議案第91号を採決します。

議案第91号、平成18年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

《日程第17、議案第92号 平成18年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第17、議案第92号、平成18年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

6番、坂本さん。

○6番（坂本美智代君） 1点だけ担当課にお伺いします。

歳出7ページの地域支援事業費の中での臨時雇用賃金が2万8,000円減額になっておりますのと介護予防特定高齢者施策の事業費で、認知症介護支援事業委託料が60万8,000円減額、その下にあります任意事業費で161万4,000円委託料が上がっておりますが、これは事業の組みかえになっておるのか、その点の任意事業費というのはどういった事業なのか、詳しくお伺いしたいのと先ほどの雇用賃金の減額は、どういったことで2万8,000円減額されたのか、その点をお願いします。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） まず、臨時雇用賃金の2万8,000円の減額についてでございますが、高齢者の実態把握事務につきまして当初、臨時雇用により実施をする予定でありましたが、保健士等で賄えたということで2万8,000円の減額とさせていただいております。

そして、あと認知症の任意事業への、おっしゃるとおり振りかえでございまして、特定高

齢者の施策といえますのは介護保険の保険料で実施をする事業でありまして、任意事業といえますのは、いわゆる一般会計の持ち出し分とする事業でございます。そちらの方に変更をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第92号を採決します。

議案第92号、平成18年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

《日程第18、議案第93号 平成18年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第18、議案第93号、平成18年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

3番、東さん。

○3番（東まさ子君） 3ページの分担金負担金ですが、これは、3,600万というのは、どこから入ってきたものなのか。それと、4ページの水道管移設工事ではありますが、これはどこら辺の場所のことなのか。2点お聞きします。

○議長（岡本 勇君） 田井水道課長。

○水道課長（田井 勲君） ただいまのご質問ですけれども、4ページの水道管移設工事につきましてご説明をさせていただきますと、これにつきましては現在、京都府におきまして畑川改修工事をお世話になっておりまして、本年度右岸側が全線完成を予定されておるといふうなことでございます。そうした中で現在、テクノパークへの送水管が支障となりまして、その移設工事を予定しておりまして、これに3,000万円、それから残りの1,000万円につきましては、国道27号線の下山バイパス工事に伴いまして現在の61号線、水道

課の事務所の下になるわけなんですけれども、そこで61号線とバイパスが交差をいたしますために、導水管なり送水管の移設工事が必要となりました。それに伴いまして1,000万の水道管移設工事を計上させてもらっております。

また、収入の3ページでございますけれども、移設工事の負担金でございますけれども、これにつきましては現在、水道管の移設工事ということでテクノパークに送水をしている水道管の工事費3,000万と支出のその上でございます委託料、測量設計管理業務委託料の600万、合わせまして3,600万円が京都府さんの方から負担金として納めていただくということになっております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 3番、東さん。

○3番（東まさ子君） 京都府からの負担金やさかい、その他のところへ行っとるんですか。補助金やないさかいに、国、府のところへ行ってはる。わかりました。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第93号を採決します。

議案第93号、平成18年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

《日程第19、議案第94号 平成18年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第19、議案第94号、平成18年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより議案第94号を採決します。

議案第94号、平成18年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

《日程第20、議案第95号 平成18年度土地取得特別会計補正予算（第1号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第20、議案第95号、平成18年度土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですが、繰越金を歳出で土地購入ということで大分充てたということになっておるわけでございますけれども、説明では才原の3筆を買い戻した後、土地開発公社が戻すという説明やったと思うんですけれども、具体的にはどういう目的といいますか、どういう形で開発公社に借り上げていただいたものを買い戻すのか。買い戻した土地はどこへ、その土地を利用するのか、伺っておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） これにつきましては本日の冒頭の決算委員会でもございましたように、1,401万7,000円については17年度の決算に計上させていただいたということで、その売り払い分を18年度に繰り越しをさせていただいたというのが一つの元資でございます。この元資をもちまして土地開発公社の先行取得用地をしていただいております。同じ才原地内の用地を3筆、買い戻しを行おうとするものでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） いやいや、そこまでは説明を聞いたと思うんですけれども、買い戻した土地をどういうように活用するといいますか、目的が当然あって買い戻すわけですから、その点を伺っておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） すべてがその移転者の部分ということには至らないわけでございます。一定町有地として管理をさせていただかざるを得ないというふうに思っております。

なお、その活用方法については、現在賃貸で貸していただきたいというような申し出もあるように聞いておりますし、また、移転された方が幾らか分けていただきたいというようなお話も伺っておりますので、その後、十分そういった利活用については検討させていただきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 1, 668平米という説明やったと思うんですが、今の説明からすると具体的に面積を、何ぼの面積をいわゆる買い戻した土地をどういうように、すべてを今言われた、貸してほしいという人に貸すということなのか、今もありました移転者への話もあったわけでございますけれども、具体的には、その1, 668平米の中身というのはどういうふうになるのか、お尋ねしておきたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） この土地につきましては造成がなされて、分筆あるいは合筆、あるいは字界変更というのがなされております。従いまして、今具体的にどの形ということにはならないわけございまして、基本的な考え方といたしましては、当初に土地開発公社で先行取得していただいた番地なり地目ですね。これに基づいて、土地開発公社としては、そういう形で現在お金が残っておるということございまして、そういった形で買い戻しをさせていただくということで、具体的に、この部分が現在のどの場所の部分に当たるかということについては追って買い戻した後、整理をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時16分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を行います。

これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま上程になっております議案第95号、18年度の京丹波町の土地取得特別会計補正予算であります。担当課長の説明でもありましたように、今回歳入となっておりますのは1, 407万9, 000円で、中心は決算でもございました畑地の売り払いの収入を充てて、才原の土地を購入するものだという説明であったわけございま

すけれども、本来、土地を買い戻すということは、目的を持って買い戻すわけでありますから、その中身については全く説明ができないというようなことでは、何のために予算措置をしたのかということが問われるわけでありまして、そういう予算の組み立て方は根本的に、住民の立場から言ってもおかしいし、納得できないということを申し上げて、反対討論いたします。

○議長（岡本 勇君） 次に、賛成者の発言を許可いたします。

討論を終結します。

これより議案第95号を採決します。

議案第95号、平成18年度土地取得特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

《日程第21、議案第96号 平成18年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第21、議案第96号、平成18年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより議案第96号を採決します。

議案第96号、平成18年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

《日程第22、議案第97号 平成18年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第2号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第22、議案第97号、平成18年度京丹波町桧山財産区特別会

計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより議案第97号を採決します。

議案第97号、平成18年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

《日程第23、議案第98号 平成18年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第2号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第23、議案第98号、平成18年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより議案第98号を採決します。

議案第98号、平成18年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第2号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第98号は、原案のとおり可決されました。

《日程第24、認定第35号から日程第41、認定第52号まで》

○議長（岡本 勇君） 日程第24、認定第35号、平成17年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第41、認定第52号、平成17年度京都市町村交通災害共済組合歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題といたします。

本18件について決算特別委員長の報告を求めます。

11番、藤田君。

○11番（藤田正夫君） 去る9月12日の本会議におきまして決算特別委員会に付託されました平成17年度京丹波町一般会計、特別会計、瑞穂病院事業及び京都府市町村交通災害共済組合決算認定について、委員長報告を行います。

決算特別委員会は、9月19日、20日、25日、いずれも午前9時から開催をいたしました。一般会計、国民健康保険事業特別会計につきましては分割、その他会計等は歳入歳出一括して審議、採決をいたしました。それぞれの審議内容につきましては、順を追ってご報告申し上げるのが本意でございますが、議長を除く議員、特別委員会が設置され、また、議事録も作成されておりますので省略させていただきます。

審査の結果につきましては、9月25日に議長あてに提出しております。お手元に配布の委員会審査報告書のとおりであります。認定第35号から認定第52号までの18議案について、いずれも原案どおり認定となりましたので報告とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

これをもって質疑を終結いたします。

認定第35号、平成17年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案反対者の発言を許可します。

6番、坂本さん

○6番（坂本美智代君） ただいま提案されています認定第35号、平成17年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

今回の決算は、旧町での事業を引き継ぐとともに、新町としての必要な事業経費を予算化した半年の決算であります。住民にとって新しいまちづくりに期待するものになっていないのではないのでしょうか。

一つは、旧丹波町から引き継いだ畜産堆肥化施設建設事業であります。このことは当初予算でも指摘をいたしました。旧丹波町で処理すべきことであります。前横山町長の責任は一住民からも指摘があるように、寄附金で済ますようなことではなく、町民にきちんと説明をするべきであります。

また、工事請負の契約も随意契約を繰り返し、資料によると、その金額も3,000万を越すものから10万円台のものまであります。地方自治法第234条第2項の規定では、随意契約によることができるのは、普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするときとあり、工事または製造の請負金額は130万円までとして法律で定められており、この工事は国庫事業として行った事業であり、このことからしても法律を逸脱した契約で行っ

たことから、前町長の責任は重大であります。また、当時議長でおられた現町長の責任も問われるものであります。

また、二つには、2億7,100万696円からの不用額を出した点であります。町長は施政方針で、町民から本当に求められているサービスが提供できるように、必要なものを予算で配分し、むだのない行財政運営を図っていきますと述べられております。なぜ早い時期に見直しができなかったのか。ほかの事業や住民の要望にこたえることができたのではないのでしょうか。住民から知らない間に事が決められ、進められているとの不満の声も聞きます。住民参加を行政の中心に置いて、町民との対話を大切にし、情報の開示を積極的に進めると表明されております。しかし、質美、梅田保育所の統廃合の問題は、1年かけて住民に理解していただくようにすると言いながら、一部の代表と保護者のみの説明で進められており、これが住民参加を中心に置いたまちづくりと言えるのでしょうか。

郵便局の集配業務廃止の問題に対し、サービスがよくなると答弁されておりますが、何をもちサービスがよくなると言われているのか。

また、瑞穂病院の看護師不足は、病院の運営に大きく影響するとともに、サービス低下につながります。看護師の不足により診療報酬が入院患者1日で3,750円減収となり、平均25床で計算いたしますと9万3,750円、1カ月で281万2,500円、1年間では3,375万円の減収になります。合併により嘱託職員の給料が減収となったことにより嘱託の看護師がやめ、大変厳しい労働条件となっています。給料は合併協で決まったことと町長は言われますが、看護師のような技術を身につけた者には一定の給料を支払うべきであります。

緊急対策としてアスベスト対策や全町をつなぐバスの運行、道路改良などの住民の要求にこたえたことへの一定の評価はするとともに、交通安全施設の道の駅の問題については、提案時に指摘したとおりであります。住民の皆さんから求められているサービスを提供するためにも、町長の施政方針で述べられている真に必要なものを予算で重点配分し、むだのない行財政運営を図っていくとの立場から、我が党がこれまでから指摘をしております畑川ダムの見直しや都市公園の中止を行うべきであるとともに、大型公共事業などは見直すべきであることを指摘いたしまして反対討論いたします。

○議長（岡本 勇君） 次に、原案賛成者の発言を許可します。

9番、畠中君。

○9番（畠中 勉君） 認定第35号、平成17年度京丹波町一般会計歳入歳出決算について、私は賛成の立場から討論いたします。

合併後初の京丹波町としての平成17年度一般会計決算は、合併前の旧町の事業や執行残額を引き継ぎ、執行されたものでございます。従って、歳入財源と歳出の執行の関連性は必ずしも一致しない難しい決算であります。旧3町からの継続的な事業を重点に、庁舎改修や電算統合などの合併による新町への速やかな移行に4億2,500万円、新町での情報格差是正の基盤となる和知地区内の地域イントラネット基盤整備工事に2億7,615万円、また、台風23号による災害復旧事業に3億3,688万円を執行し、復旧事業の終結がされています。

新たな瑞穂・和知支所の円滑な運営には1億6,170万円の執行をはじめ、アスベスト対策について公共施設に必要な対策が講じられております。農林業の振興には総額9億6,000万円、道路整備等の土木費では7億8,350万円が執行され、地域経済の維持と社会資本の整備を図られています。また、本決算に至りますまで、合併当初の3町の事業の流れの理解や整合性に多大のご苦労があったことと推察いたします。

しかしながら、決算特別委員会で議論にありましたように、予算の見積もりや未収納額との大幅な乖離や多額の執行残額の発生など、精度に欠ける部分もあります。また、時間外勤務手当も多額になっており、改善が望まれます。町税の不納欠損処分につきましては、法的手段による差し押さえなど、徴収に努力されていますが、企業の倒産で大口滞納や滞納額の累増など、厳しい収納環境にあると存じます。

18年度に入り職員による内部組織を立ち上げるなど、税負担の公平性を確保する観点から努力がされております。なお一層の納税意識の高揚と厳正・適正な法的手段を講じていただき、負担の公平性を担保するようお願い申し上げます。

今回の決算は、昨年10月11日から約6カ月の決算であり、体系的な決算について詳細にわたって十分討議することとはなりませんでしたが、京丹波町において引き継がれた事業も含めた決算における住民福祉の向上と社会資本の整備を図る諸事業が、これからの京丹波町の社会基盤として有効に作用し、活用することを期待し、私の賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 提案になっております認定第35号、平成17年度京丹波町一般会計歳入歳出決算に反対の立場から討論を行います。

今回の決算は合併後の半年余りの決算であります。旧町から引き継いだものが中心であります。京丹波町として最初の予算を執行した決算であります。一般会計歳入歳出決算の中で特に問題として指摘するのは、今もございました畜産堆肥化施設建設事業であります。

17年度の決算では、継続事業としてオイルタンクの設置と配管工事に対して専決処分が

されましたが、見積入札が平成17年10月17日に行われ、工期は平成同年10月19日から11月7日までとなっておりますが、一般質問の答弁で、議長時代の平成16年5月以降に既に工事代金は職員が払っているというように当時の理事者から伺ったと答弁をされました。その時点では契約書もないままに一定量の仕事が発注されているという事実は確かですと答弁をされております。本決算における専決処分をしたとされる日や認め入札の期日とされる平成17年10月17日は既に議会もなく、議長という役職もなかったのに、職員が工事代金を支払ったことを聞いたとされる期日からしても、当時工事は完了していたことになり、提出されている契約書は後から作成したことになります。

どんな理由をつけようとも町の行う工事を職員が勝手に発注し、工事代金を職員個人が払っていたということは、全国の自治体でもそんな例は本当にあるのでしょうか。あるべきことではありません。しかも職員が勝手に工事を発注していたとすれば、責任者であるべき町長は直ちに工事を中止し、正規の手続をとる責任もあります。知らなかったでは済むことはありません。その責任は当然問われるものですし、自らとる責任があります。

また、この施設の工事についても大きな問題があります。一般の土木工事と違う土間の高低差をプラスマイナス4.5センチは9センチの高低差を前提とするのに、ツメと土間の間は3センチが工事の発注との説明は理由が成り立ちません。当然施設の工事と攪拌機の据付工事とは別の業者が行っているわけでありますから、当然設置のときに攪拌機のツメが回転して土間との間に3センチのすき間ができるのか確認する事前測量を行うことが当然必要でありますし、基礎の土間の高低差を確認して機械を据えるのか、どう据えるのかが当然とあります。もちろん発注者である町の検査基準に基づいて検査をしたのか、監督はどうであったのか、問われている問題でもあります。

堆肥化施設工事は一般土木工事ではなく建築工事であり、当然それに伴う検査基準があるべきです。家の基礎工事をして高低差がプラスマイナス4.5センチもあれば傾いた家ができてしまうわけであり、だれがそんな検査を認めるのでしょうか。もっと事実を明らかにすべきであります。なぜこんな事態を起こしたのかの真の原因も明らかにして、町行政は今後二度とこうしたことを起こさない教訓にすべきであります。議会も議会としての責任で事実の解明に取り組むべき責任があり、特別委員会の設置を提起するものであります。

もう一点は、不納欠損の処理についてであります。平成17年度の旧町決算と合わせれば、5,173万3,664円となります。収入見込みのない税金を置いておくことは、実態と合わない架空の税金となりますが、不納欠損処理は当然一定の必要性はあるわけですが、合併直後に国保税と合わせれば9,000万円以上の不納欠損処理は合併をすることで

決算処理が行われ、他と比べれば合併が処理に利用されたのではないかと住民から不信にとられ、行政不信につながることになりかねません。徴収の努力といっても担当者がかわり、大変であることは初めからわかっており、合併協議が十分にされていなかったその裏返しであります。判断は慎重に行うべきことも指摘をして反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 5番、横山君。

○5番（横山 勲君） 私は平成17年度一般会計歳入歳出決算について、賛成の立場から討論を行います。

平成17年度決算は、3町で執行できなかった事業経費が計上され執行されたものであります。年度途中での引き継ぎ決算でありましたためか、歳入財源と歳出の事業執行とが一致しない部分があること、さらにまた、不用額が多額になるなど精査に欠ける部分が生じております。また、町税をはじめとして税の不納欠損処理や収入未済の問題は、税の公平性を保つ観点からも努力はされておりますが、重大な問題であります。今後とも町税など徴収向上対策委員会がより一層効率的に機能いたしますことを切望いたします。

私は、健康被害が大きく問題になりましたアスベスト対策に必要な処置が講じられましたこと、情報基盤の整備に向けて地域イントラネット基盤の完成がされましたこと、さらには出産祝い金の充実、町営バス運行のための調査研究など、町長が当初公約として掲げております一定の事項が執行されましたことなど、また、旧3町の行財政事務の整合に取り組みされましたことなどを評価して賛成討論といたします。

しかしながら、さきの委員会の審議を通じまして担当課長のご答弁、人事異動後の数カ月、また、町の出先機関から合併後の着任など、大変苦慮がなされておられるようにお見受けいたしました。しかし、勉強がされました様子に安心をいたしておりますが、引き継ぎをまたされました以上、全責任をもってのご答弁、まことに立派であったと思います。しかしながら、当時をよく知っておられる執行者の方々全員で、もう少し理解できる答弁に努めるべきではなかったでしょうか。全く執行者側の一体感が見えてこない、こんな思いを持ったのは私だけでありましたでしょうか。自分だけは火の粉をかぶりたくない、風がやむまで首を引っ込めていよう、そんな空気があるのではなかったでしょうか。部下を育てチームワークを保ち、町民に期待される京丹波町の自らの進むべき方向を決めなければ、また、実行できる体制をつくらなければならないときでございます。

私は、そんな思いの中で、さきに一般質問でも取り上げました。今後十分ご理解をいただき、人をつくる、人を育てる、そんな職場風土を築いていただきますこともお願いを申し上げまして賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） ほかにありませんか。

これで討論を終結します。

これより認定第35号を採決します。

採決に当たりまして、再確認のためにお諮りいたします。

この一般会計並びに特別会計の認定議案に際しまして採決をとるわけでございますけれども、本来予算決算等につきましては起立採決が原則でございます。ただ、前回の6月議会におきまして、このときの旧町の決算は一部挙手採決という形をとりました。本議会におきまして認定の採決に当たりましてどのような、原則どおりいくかということと、簡易採決とは言えないわけでございますけれども挙手でいくか、ここでご意見をお聞かせ願ひ、確認して進めたいと思います。

いかがいたしてよろしゅうございますか。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） （聴取不能）

○議長（岡本 勇君） 討論のあるものは起立、ないものは挙手ということですね。

ほかのご意見ございませんか。

なかなかその辺が、ぐあいようできるかわかりませんので、できたらどっちか一つに決めてもろた方がいいんですけど。簡易採決という答えが出ていますけれども。

それでは、18議案あるわけでございますけれども、今後、予算決算等につきましては、起立採決とさせていただきたいと、原則どおりさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、よろしく願ひいたします。

これより認定第35号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第35号、平成17年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、認定第35号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第36号、平成17年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第36号、平成17年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第36号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第37号、平成17年度京丹波町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第37号、平成17年度京丹波町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第37号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第38号、平成17年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第38号、平成17年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、認定第38号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第39号、平成17年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

3番、東さん。

○3番（東まさ子君） それでは、認定第39号、平成17年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算認定に反対の立場から討論を行います。

平成9年に結成されました丹波町・瑞穂町水道事業組合は合併で解散し、10月11日から新町の水道課となり再出発をいたしました。これまで取り組んできました統合簡易水道事業は平成10年からスタート、総事業費は168億円であり、畑川ダム、下山、水原の3カ所の新規水源の整備を行い、25年度を目標に水道事業の統合を完了するというものであります。

計画給水量は1日に1万4,100トン、給水人口は丹波、瑞穂を合わせ2万2,500人を目指す事業であります。その後、16年度に給水人口を1万9,000人に、総事業費は15億7,700万円に変更されました。計画給水量1万4,000トンの内訳は、既存の簡易水道で5,485トン、新規に整備をする畑川ダムで5,000トン、下山と水原の二つの水源で3,615トンです。このうち下山と水原の二つの新規水源が完成をし、新たに3,615トンが確保でき、既存の簡易水道の5,485トンと合わせ、現在9,100トンの水が確保できています。

統合水道計画では、1人当たりの1日の使用水量を約360リットルと試算をしています。現在の丹波、瑞穂の人口は約1万4,000人であり、全町民が上水道を使っても5,040トンであります。9,100トンから5,040トンを差し引いた4,060トンの水を企業に回すことができます。現在大量の水が余っています。

新町出発で、まず、町長のされるべき仕事の第一は、開発団地で今後新たに給水人口を6,000増やすという計画の見直しであります。平成30年まで毎年429人、団地で人口が増えていくという人口推計は机上の計算であり、まさしく絵に描いたもちであります。給水人口1万9,200人という過大予測を見直し、統合事業の中の畑川ダム建設の中止をすることです。

今回の決算に開発団地内の測量設計管理業務等に要する委託料が支出をされておりますが、未給水地域への給水は当然であります。統合水道事業がこの8年間で投じてきました事業費105億円の効果を今生かすべきであります。最少の予算で最大の効果を図る財政上からも

実態に即した人口設定、さらには、水質について見直しが求められていることを指摘いたしまして反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 16番、野口君。

○16番（野口久之君） 私は、認定第39号、平成17年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

このたびの決算は町合併に伴い、10月から半年間の決算となったところであります。現在の未給水開発団地の箇所数であります。旧丹波町で8団地、旧瑞穂町で11団地となっており、約8,000区画への給水が必要と伺っているところであります。こうした中で歳出面におきましては、水道事業、丹波・瑞穂地区の統合整備事業において、新田配水池の用地買収を行い、造成工事を完成されるとともに配水管の埋設工事に着手されています。また、長年にわたり苦勞をされていた未給水団地の給水計画において、団地の状況を把握しつつ順次管工設計を行い、配水管の整備に着手する計画で、積極的に取り組んでおられます。

なお、台風23号で被害を受けた瑞穂中央簡易水道第2取水の復旧工事につきましても、適切な仮復旧が実施されました。なお、和知簡易水道統合整備事業においても市場配水池、本庄配水池の築造工事をはじめ配水管の敷設工事を実施し、新中央配水池からの給水が長瀬地域も給水することが可能になり、年々給水区域も拡大されており、町民に安全で安心な水の供給に対してご努力いただいております。

収入面におきましては、厳しい財源の中で国庫補助金、府支出金を有効に利用され、不足する部分においては基金や有利な地方債を活用し、努力されております。今後においても未給水地域、団地も多く、多くの町民が給水を要望されておりますので、現在京都府において実施されております畑川ダムの建設を推進され、一日も早く未給水地域の解消を目指し、安全で安定した水の供給が実現できるようご努力いただくことを要望し、私の賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終結します。

これより認定第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第39号、平成17年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、認定第39号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第40号、平成17年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 提案になっております認定第40号、平成17年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算に反対の立場から討論を行います。

今回の決算は合併後の半年余りの決算であります。旧町から引き継いだものでありますが、京丹波町として最初の予算を執行した決算であります。特定環境保全公共事業が4地区、農業集落排水が16地区、林業集落排水が20区、簡易排水が1カ所の23地区、施設使用が85.57%となっています。また、合併浄化槽の設置は、対象世帯に対して設置世帯は62.7%となっています。全町普及がまだできていない状況であります。

旧町では、丹波と和知で合併浄化槽設置対象地区以外の地域で実施している特定環境や農業集落排水、林業集落排水、簡易排水地域で設置未使用の家庭から使用料の半額や一定の固定額を徴収しています。合併を機に見直すべきであります。合併協では、施設の管理には継続して徴収することにしながら、不十分であっても下水道使用のための改修事業への助成事業、利子補給などの事業は廃止をするという一方的なことが行われています。施設の未使用者の状況や実態を理解していない処置と言えます。

こういう点からも未使用の家庭から管理料を徴収すべきではありません。町長は、加入者は納得をして申し込みをしたのであるから、管理を加入者で行うのは当然であり納得済みであるとの見解ですが、本当にそうでしょうか。事業を実施する場合に、加入者の同意がとられました。高齢者で後継者がいないなどで必要とないと考えていても、全戸の同意がなければ実施できないなどとなれば、だれが反対と言えるでしょうか。また、必要と考えていても早く快適な生活を行いたいと、こういう思いであっても資金繰りやいろんな事情で実施できない家庭もあります。

施設を使用しない家庭から管理料を徴収し、事業の推進をするのではなく、自治体の役割が住民の福祉の向上を一番の仕事としていることから、一日も早く施設が使用できるような支援や対策を講ずるべきこと、高齢者や独居老人家庭など、実態に合った対策を講じることなど、行政がやるべき仕事であることを指摘して反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 14番、吉田君。

○14番（吉田 忍君） 私は、認定第40号、平成17年度京丹波町下水道事業特別会計歳

入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

京丹波町における下水道事業は、平成13年度に計画区域すべての供用を開始され、管理の時代を迎えていると言われる中、平成12年度に着手された農業集落排水事業の須知処理場機能強化事業も場内整備を合併後新町に引き継ぎ、完成を見たところであります。また、公共下水道事業においては、下山グリーンハイツの供用開始に向け再評価事務、変更認可業務の実施により認可をとり、平成18年度に実施設計を行い、平成19年度からの工事着手に向け着々と進められております。

公債費につきましては2億7,100万円で、歳出合計5億1,700万円の52%になっておりますが、資本費平準化債を有効に利用され、一般会計からの繰入金を最小限に抑えております。今後は維持管理費のコスト削減を考慮しながら、適正な維持管理を実施していただくとともに、個別処理区域の浄化槽の設置について、旧瑞穂町で実施されていた浄化槽市町村整備事業を大いに利用し、水洗化の推進に努力され、集落内農業用落排路の水質保全並びに集落環境の改善を図り、快適な生活環境の整備が実現できるよう、さらにご努力いただくことを強く要望し、私の賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終結します。

これより認定第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第40号、平成17年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、認定第40号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第41号、平成17年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

これで討論を終結します。

これより認定第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第41号、平成17年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第41号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第42号、平成17年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第42号、平成17年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第42号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第43号、平成17年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第43号、平成17年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第43号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第44号、平成17年度京丹波町宅地等開発事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第44号、平成17年度京丹波町宅地等開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第44号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第45号、平成17年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第45号、平成17年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第45号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第46号、平成17年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第46号、平成17年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第46号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第47号、平成17年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第47号、平成17年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第47号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第48号、平成17年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第48号、平成17年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第48号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第49号、平成17年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第49号、平成17年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第49号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第50号、平成17年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第50号、平成17年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第50号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第51号、平成17年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第51号、平成17年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第51号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第52号、平成17年度京都市町村交通災害共済組合歳入歳出決算の認定に

についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第52号、平成17年度京都市町村交通災害共済組合歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第52号は、委員長報告のとおり認定されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は2時半といたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時30分

○議長(岡本 勇君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第42、発議第2号 出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書》

日程第42、発議第2号、出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書についてを議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。

伊藤事務局長。

○事務局長(伊藤康彦君) それでは、朗読します。

発議第2号 出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年9月25日

京丹波町議会議長 岡本 勇様

提出者 京丹波町議会議員 吉田 忍

賛成者 京丹波町議会議員 野間和幸、畠中 勉、藤田正夫、野口久之

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、
財務大臣、金融担当大臣

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書（案）

今日、個人の破産申告件数は、年間20万件を超える高水準にあり、その多くは消費者金融、信販会社及び商工ローン等複数の貸金業者から多額の債務を負った多重債務者や不況による中小零細者であり、倒産やリストラによる失業や収入の減少などを理由とする自己破産が多く占めている。

この多重債務問題は自殺者を生み出しているだけではなく、家庭破壊やホームレス、犯罪などの深刻な社会問題を生み出している。このような背景には、貸金業規制法第43条のみなし弁済の規定を適用させ、利息制限法の上限（年15～10%）を上回るが、出資法の上限（年29.2%、日賦貸金業者及び電話担保金融は年54.75%）より低い金利、いわゆるグレーゾーン金利で営業する貸金業者が多いという実態がある。

先般、最高裁判所は貸金業者の利息制限法の上限を超える金利について、みなし弁済の規定の適用条件を厳格に解釈した判決を示した。国では、平成19年1月をめどに出資法等の上限金利を見直すとしている。今回の見直し時期をとらえて、借受者の不安を一日も早く解消すべきである。よって、国会及び政府に対し、出資法及び貸金業の規制等に関する法律の改正に当たっては、次のとおり改正することを強く要望する。

記

1. 出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること。
2. 貸金業規制法第43条のみなし弁済規定を撤廃すること。
3. 出資法における日賦貸金業者及び電話担保融資に対する特例金利を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月25日

京都府京丹波町議会議長 岡本 勇

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 提出者、吉田 忍君の提案理由の説明を求めます。

14番、吉田君。

○14番（吉田 忍君） それでは、発議第2号、出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書について、簡単に提案理由の説明をさせていただきます。

現在、消費者金融、信販会社など複数業者からの返済能力を超えた借り入れをして苦しんでいる多重債務者が後を絶たず、社会問題化しております。国では平成19年1月をめどに、出資法の改正がなされようとしております。法の改正は利用者保護を最優先すべきであります。よって、出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書を提出し、次の3点を要望する

ものであります。

- 一． 出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること。
- 二． 貸金業規制法第43条のみなし弁済規定を撤廃すること。
- 三． 出資法における日賦貸金業者及び電話担保融資に対する特例金利を廃止すること。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 1点ちょっとお尋ねしておきたいと思うんですが、提案になっております意見書の内容については当然賛同するものであります。提出先それぞれあるわけですが、非常に大事な中身でありますけれども、今ちょっと国会が今日、明日決まるということになると思うんですけれども、提出先というのは、今日議決すれば25日で発送するという事になれば、相手は今の各議長、大臣にするということなのか、26日に任命された大臣に出すということになるのか、ひとつ伺っておきたいなあというのが一つ。

それから、聞くところによると、こういう一連の意見書については既に、それぞれ各市町村でも出されておると、京丹波が非常に遅いといいますか、遅れているというようなことも聞いたんですが、これまでのいわゆる要請に対して、もっと早く出そうということの相談はされなかったのかどうかだけ、ちょっと2点、提出者にお尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 14番、吉田君。

○14番（吉田 忍君） 今ご質問のありました、いわゆる大臣、ちょうど明日、新しい大臣が任命されるということで本来新しい大臣に提出する、形としては一番ふさわしい形ですが、やはり今日議決をいただきましたら、今日すぐ発送するという事で、今回、旧の大臣になると思いますけれども、引き継ぎはしていただけるものと確信をいたしております。そういう意味で新しく明日任命される大臣あてではなく、旧の大臣になるというふうに思います。

それと、なぜ遅くなったのかというご意見でございまして、このことについては本当にたびたび案件が議員配付というか、たびたびこちらの方に来ておりました、やはりもうこの時期に出さなければ、もう間に合わないというか、ちょうど来年の1月には法改正が一定国会の方でまとまるようにお聞きしております。他町村を見ますと、28の市のうち12、あるいは14の町村のうち九つ意見書が提出されていると。この実態を見ましても、やはり遅かったけれども、この時期には逃してはいけないという形で意見書の提出をさせていただきま

した。以上でございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより発議第2号を採決します。

発議第2号、出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

《日程第43、発議第3号 農業振興対策の充実強化を求める意見書》

日程第43、発議第3号 農業振興対策の充実強化を求める意見書についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤康彦君） 発議第3号 農業振興対策の充実強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年9月25日

京丹波町議会議長 岡本 勇

提出者 京丹波町議会議員 畠中 勉

賛成者 京丹波町議会議員 篠塚信太郎、横山 勲、山田 均、野間和幸

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣

農業振興対策の充実強化を求める意見書（案）

平成19年産から導入される品目横断的経営安定対策は、これまで一律に全農家を対象としてきた品目ごとの価格政策から担い手の経営に絞り込んだ所得政策に転換され、担い手が主体となる農業構造改革を加速させることになる。これまで中心になってきた農業生産に携わってきた中小零細兼業農家の高齢化が進み、農業経営にとって大転換機を迎えている。

このような状況の中で、一定規模以上の認定農業者や集落営農組織のみに国の手厚い助成策を講じるという、この経営安定対策は、本町の実態、実情から大きく乖離したものであり、ますます農業に対する意欲を喪失させる結果となることは明らかである。農地の荒廃を守り、我が国の安定した食料確保、さらには、多面的機能の維持発揮に大きな役割を果たしてきた

すべての農業者に手厚い支援策を講じることが今求められている。

また、中山間地域では、農薬使用規制や鳥獣害被害対策にも苦慮しており、その対策も急務である。よって、国においては速やかに、次の事項について適正な処置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 農家の現状を直視し、地域の実態に合った経営安定化対策を講じること。
2. 中山間地域等直接支払制度の拡充を図ること。
3. 地産地消の施策を積極的に取り入れること。
4. ポジティブリスト制度は、地域の生産実態に合わせた残留基準を早急に作成すること。
5. 鳥獣害対策の一層の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月25日

京都府京丹波町議会議長 岡本 勇

以上です。

○議長（岡本 勇君） 提出者、畠中 勉君の提案理由の説明を求めます。

9番、畠中君。

○9番（畠中 勉君） それでは、発議第3号、農業振興対策の充実強化を求める意見書について、提案説明をさせていただきます。

平成11年に制定された食料・農業・農村基本法で示された政策方向を具体化するものとして、平成19年産から品目横断的経営安定対策を導入することになっています。

これは、価格政策から所得政策へと転換し、大規模農業を推進するため、認定農業者や集落営農組織により経営面積の拡大と米の生産調整を見直そうとするものです。自給率の低い麦、大豆の生産拡大した生産者には国が支援する仕組みとなっております。本町は山間地域で急傾斜地が多く、大規模経営が困難であります。また、国が進める麦、大豆については、気候的にも自然環境的にも本町農業の実態から大きく乖離した政策となっております。

本町の農業を守り推進するために、以下5点について意見書を上げます。

1. 地域の実態に合った経営安定対策を図ること。
2. 中山間地域等直接支払制度の拡充を図ること。
3. 地産地消の施策を積極的に取り入れること。
4. ポジティブリストの制度は地域の生産実態に合わせた残留基準を早期に作成すること。
5. 鳥獣害対策の一層の強化を図ること。

以上のことについて、衆参両院議長、関係大臣に意見書を提出したいと思います。

なお、このことにつきましては、産業建設常任委員会で検討を重ね、結論を出してきたところでございます。どうか皆さんのご賛同をよろしくお願いいたしまして、説明とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより発議第3号を採決します。

発議第3号、農業振興対策の充実強化を求める意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

《日程第44、閉会中の継続審査について》

○議長（岡本 勇君） 日程第44、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務文教常任委員会、産業建設常任委員会から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしましたとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

この件につきまして何かご意見ありましたら承ります。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 1件、委員長にお尋ねしておきたいと思うんですが、審査の中身と申しますのは請願第2号の郵便局機能の維持とサービス堅持を求める請願でございますが、審査がまだ終了しないために継続審査ということで申し出が出ておるわけでございますが、ご承知のように郵便局の集配業務廃止ということで、そういう動きも実際に既にやられてきておるところもあるわけでございますけれども、12月に結論出るかどうかという問題もあるんですが、その時期が例えば12月に、この意見を出そうとすれば、時期は遅いということでないのかどうかだけ、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 16番、野口君。

○16番（野口久之君） ただいまの意見でございますけれども、総務文教常任委員会では

十分審査をいたしました。その中で先ほども出ていましたけれども、新しい大臣が明日決まるということで、旧の大臣様に申し出をするということになってくるといかなものかなど。新しい人にやっぱり、こういう請願書を申し出るといのが本当ではなかろうかという意見もございまして、それぞれいろんな京丹波町だけでなしに、やっぱり近隣の方にもこういった郵便局、特定郵便局等もあるということから、いろんな面から調査研究をしながら結論を出していきたいと。できるだけ早く、この議会が終わって早急に、また閉会中の審査ということで勉強会をしようというふうに委員会では決定したところでございますし、そういったことを踏まえた中で考えてみますと、12月でもそんなに変わらないだろうという判断から、こういう休会中の継続審査ということに決定しました。

○議長（岡本 勇君） お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

《日程45、閉会中の継続調査について》

○議長（岡本 勇君） 日程第45、閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成18年第3回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 2時55分